

1. 平成29年第2回郡上市議会定例会議事日程（第3日）

平成29年6月15日 開議

日程1 会議録署名議員の指名

日程2 一般質問

2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	三島一貴	2番	森藤文男
3番	原喜与美	4番	野田勝彦
5番	山川直保	6番	田中康久
7番	森喜人	8番	田代はつ江
9番	兼山悌孝	10番	山田忠平
11番	古川文雄	12番	清水正照
13番	上田謙市	14番	武藤忠樹
15番	尾村忠雄	16番	渡辺友三
17番	清水敏夫	18番	美谷添生

4. 欠席議員は次のとおりである。（なし）

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	日置敏明	副市長	青木修
教育長	石田誠	理事兼総務部長	田中義久
市長公室長	三島哲也	市長公室付部長	置田優一
健康福祉部長	丸茂紀子	郡上偕楽園長	清水宗人
農林水産部長	下平典良	商工観光部長	福手均
建設部長	尾藤康春	環境水道部長	平澤克典
教育次長	細川竜弥	会計管理者	乾松幸
消防長	桑原正明	郡上市民病院事務局長	古田年久

国保白鳥病院  
事務局 長 藤 代 求

代表監査委員 大 坪 博 之

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局 長 岡 文 男

議会事務局  
議会総務課 課 長 補 佐 加 藤 光 俊

議会事務局  
議会総務課主査 武 藤 淳

### ◎開議の宣告

○議長（渡辺友三君） おはようございます。議員各位には連日の出務、大変御苦勞さまでございます。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、ただいまより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、よろしく願いをいたします。

(午前 9時31分)

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（渡辺友三君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には10番 山田忠平君、11番 古川文雄君を指名いたします。

---

### ◎一般質問

○議長（渡辺友三君） 日程2、一般質問に入ります。

質問につきましては、通告に従い、よろしく願いをいたします。

なお、質問の順序はあらかじめ抽せんにて決定いたしております。質問時間につきましては、答弁を含め40分以内でお願いをいたします。答弁につきましては、要領よくお答えいただきますようお願いをいたします。

---

### ◇ 三 島 一 貴 君

○議長（渡辺友三君） それでは、1番 三島一貴君の質問を許可いたします。

1番 三島一貴君。

○1番（三島一貴君） 1番、三島です。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まずは、皆様、おはようございます。

抽せんで1番で引きまして、1番を当てました、1番の三島一貴です。1が3つ並びまして、大変縁起がいいかななんて勝手ながら思いまして、ここに立たさせていただきました。本日、よろしく願いいたします。

本日の私からの一般質問は、人口減少問題、地方創生についてという形で質問をさせていただきたいと思います。

今までの一般質問で3回にわたり、この人口減少問題についてシリーズ化をいたしまして質問を

させていただきました。この人口減少問題というものは全国的にも深刻な問題であって、本市においても大変重要な問題、課題であると考えております。

この問題を解決しないと、やはりこの10年後、20年後先の郡上市の将来はないのかななんてことも思っておりますし、この人口減少問題解決の事業、施策等を行いましても、目に見えて効果の出るものではなくて、やはり5年後、10年後、20年後に効果が出てくるものではないのかなと思っております。なので、早く早く手を打って、いろんな施策を起こして、人口を増加させるためにもいろいろやっていかなければならないのかななんていうことも考えておるところでございます。

平成29年度、日置市長は「観光立市郡上」を旗揚げされました。先日、山田桂一郎氏の講演会をお聞きいたしまして、その席でも市長の挨拶で山田桂一郎さんのお話をされまして、『観光立国の正体』、この本の御紹介もあって、この本を読んで日置市長はこの「観光立市郡上」、これを大変参考にされたということをお聞きしましたので、僕も早速、その日に注文しまして、買って、2回中身を読まさせていただきました。

日置市長の「観光立市郡上」、この本を読んで意気込み等もわかりましたが、今回の質問は、いま一度、日置市長の考える人口減少問題、そして地方創生とは何かということをお聞かせお聞かせしたいと思います。よろしくお聞かせいたします。

○議長（渡辺友三君） それでは、三島一貴君への答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思っておりますけれども。

この地方創生という、現在、日本の内政上の問題としては非常に大きな問題だというふうに認識をしております。どこの自治体にとってもそうなんですけれども、それは人口の減少、その人口減少の理由は、少子化ということにあると思います。また一方、人口構造が年々高齢化をしていくということでございます。

こうした中で、非常に私ども郡上市のようなところにとっても困るのは、この人口が減少をしていくということによって私たちはいろんな意味で支え合って生きているわけでありましてけれども、高齢者を誰が支えていくのかといったような問題であるとか、あるいは次の時代、この郡上を担ってくれる世代は育てていってくれるのかといったような課題があるわけでございます。

そしてもう一方は、やはり現実的な問題として経済規模の縮小ということではないかと思っております。今お挙げになりました『観光立国の正体』の中にちょうど書いてございまして、これはこの前、そこに書いてあることを引用して私は12月議会だったか、3月議会のときにも申し上げましたけれども。

その本の中に、日本人、平均的に言うと1人当たり年間の消費額が大体124万円だというふうに書いてあります。したがって、地域でいろんな人が、もちろん多い人も少ない人もいますけれども、

いわば1人124万円の消費をしてくれるということで経済がいろいろ回っていくわけであります。

郡上市の場合に、大体、ほぼ年間500人ずつ人口は減っていくということを計算しますと、年間124万円の1人当たり消費をしてくれる人が500人減るわけですから、当然、1年間に約6億2,000万円か、6億円余の経済が縮小をしていくということになるわけであります。

こうしたことにやはり対応するためには、この地域内だけの需要、経済的な需要ということだけではいけないわけで、それをやはり外からのいろんな意味で需要を呼び込んでいくということが必要ではないかと。それが、いわば外からいろいろとこの郡上へ来てくださるというような形でいろんな消費をしていただける観光客、そうした方々をこの地域内に呼び込んで、そうしたことによって経済の活力をつける、あるいはそのことによって仕事の場所も新しくふやす、つくるというようなことが必要ではないかというふうに思っております。

最も私が「観光立市郡上」と言ったときに、これはそういう今の非常に観光客をお迎えして、それによって経済を潤すというだけのことではなくて、いわゆる農業も林業も製造業も、この郡上市にあるいいものを磨いて、これは郡上市内においても地産地消というような考え方もありますが、もう一つは地産外消という形で、外へやはりすばらしいものを売っていくこと、そのことによって外貨を稼ぐといいですか、国内であれば「移出」、国外へ向けては「輸出」という言葉を使っておりますけれども、そういう形でこの郡上の地域資源を磨いていこうじゃないかと。そして、そのことによってそういう消費力を持った人たちに来てもらうこと、あるいはすばらしいものを外へ出すことによって外貨を稼ぐと、こういうことを市民総ぐるみでやっていきましょうよと、こういうことでございます。

そういうことをやりながら、極力、これまで三島議員がシリーズで捉えてこられた人口の減少というものをできるだけマイルドなものにしていきたいと。恐らく、はっきり言って、今ある人口を上向きに反転させて増加をさせるということは基本的には難しいと思います。しかし、何もしておかなければずっと下がっていくという人口を少しでも政策的努力、市民の努力によって維持をしていく。減少を抑制していくと、こういう努力をやっていくことが地方創生であると。

地方創生というのは、「創生」という言葉を辞書で引いてみますと、やはり新しいことを始めるという意味が書いてございます。そういう意味では、これまでのいろんな蓄積の上に立ちながら、新しくまたいろんなことも思い切って進めていくという意味があって、いろんな取り組みを進めていかなければいけないというふうに思っております。

先日、平成27年の国勢調査が今順次まとまってきております。御承知のように、平成22年と平成27年の5年間の国勢調査で見ますと、郡上市の人口は4万4,491人から4万2,090人ということで、この5年間に2,401人減っておりますが。一方、郡上市の就業者という仕事の場という形で仕事をしておられる方の数を見ますと、平成22年が2万1,551人、そして平成27年が2万1,501人と、

この5年間に仕事をしている人の減少はわずか50人でございます。

そういう意味からすると、郡上市に決して仕事がないわけではない。なかなか若い人が新しく就職、就業してくれるということ難しいんですが、今懸命に頑張っていて、それで恐らくこれは、今、そういう2,400人も人口が減っているんだけど、仕事をしてる人の数はほぼ変わらない。これはみんなが仕事をせざるを得ないという面もありますけれども、やはり高齢になった方も元気な方は一生懸命やっているとか、そういう形で、いわゆる例えば生産年齢人口、15歳から64歳までの間の就業率というものもポイントが上がってきているということだと思います。

こういう形で、やはり郡上には基本的にはこれまでの産業の蓄積の中で仕事があるということで、今後こういった「観光立市郡上」というような視点の中でいろんな取り組みをすることによって、いわゆる一旦外へ出た人の若い人のUターン、あるいは大都市圏等から、郡上で生まれ育ったというわけではないけれどもという人たちのIターンと、こういうようなものを可能な限りやはり呼び込んで活力を維持していくということが、この私たち郡上市が今目指している地方創生ではないかというふうに思っております。

(1番議員挙手)

○議長(渡辺友三君) 三島一貴君。

○1番(三島一貴君) ありがとうございます。大変日置市長の考えていることがわかりました。観光立市郡上、このことについても今までもずっと日置市長の挨拶の中ではございました。こういった形でもいろんなパンフレットを出したり、広報等でも出したりしていろいろありますが、やはりもう一度、いま一度、僕は日置市長の口から、この観光立市ですけど、そのことについての、なぜ観光立市なのかということをおいま一度聞きたかったものですから、きょうは質問させていただきました。

ただ、いろいろと僕も生活する中でいろんな市民の方と話をしておりますと、どうしても、なぜ今観光なのだというのが。やはり郡上というのは観光都市であって、もともと観光で頑張ってるじゃないかと。なぜまたいま一度ここで観光なんだという声を多々聞きました。やはり市民の中にはしっかりとまだ伝わってない部分があるのではないのかなと思っております。また、まことにこの『観光立国の正体』、この本は本当に心に残っておるんですけど、この中で山田さんも言っております。観光、観光と言うと観光産業のみというところになって、やはりそこにいろんな産業の温度差が出て、不平不満が出るということが書いてありました。やはりそれはそのとおりでございます。観光、観光と言いますと、何だ、今で言う観光ばかりなのかという御意見が出てくると思いますが。

本当に日置市長の考えられていることは、この観光を通じての全ての産業にということですので、これをこれからも大きく発表していただいて、市民にわかりやすい観光立市を進めていただき

たいななんてことを思っております。

それでは、続きまして2つ目の質問に入らせていただきたいと思います。

郡上市まち・ひと・しごと創生総合戦略というものを作成したと思います。この冊子は、平成27年10月につくられまして、28年度から正式にスタートされたものだと思っております。

平成27年10月に作成したということであれば、約2年半ほどたって、ちょうど5カ年計画のものであれば、半分がたったと思っておりますが、この半分たった時点で、現時点での経過報告とか、今の現状、そしてもし万が一反省点とかあれば反省点教えていただきたいですし、そしてこれからの半分ですね。あと残り約2年半、3年ぐらいになるんですが、今後の展望を教えていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（渡辺友三君） それでは、答弁を求めます。

市長公室付部長 置田優一君。

○市長公室付部長（置田優一君） それでは、三島議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

郡上市まち・ひと・しごと創生総合戦略につきましては、平成27年10月の策定から1年8カ月が経過をしております。総合戦略の期間は、平成27年から平成31年までの5カ年となっております、平成29年度、今年度はちょうど中間の年に当たります。残り2年を見据えた戦略が必要であることに加えまして、平成29年度から政策推進の旗印として掲げました「観光立市郡上」の考え方や、政策の柱となる部分、これを加える必要があります。

このことから、今年度におきまして、観光立市の考え方とともに、新たな取り組みの説明追加、それから事業名等も決めまして、時点修正もありますので、これらを含めまして総合戦略の改訂版、これを策定することとしました。改訂した総合戦略につきましては、今後、より効果的に推進をしていく必要がございますので、5月12日に庁内組織として立ち上げました観光立市郡上推進本部におきまして、施策の推進状況とか今後の方向性等についてしっかり情報共有を図っていきたくたいというふうに思っております。

総合戦略の現時点での経過状況についてですが、市の総合戦略では、大きな柱となる基本目標、これを4つ掲げております。この基本目標ごとにそれぞれ重点的な取り組みを掲げておりまして、この重点的な取り組みにつきましては基本構想とか基本計画等を練る中で、若干方向性が変わってきたものもございますが、現時点、おおむね事業着手をしております。

また、内閣府が地方創生の推進を図る目的において準備をしております交付金につきましては、ハード、ソフト、両面含めて積極的な活用を心がけております。

平成28年度から制度化されました地方創生推進交付金につきましては、平成28年度は4事業、交付金額は516万9,000円、今年度につきましては6事業、交付金額は2,343万8,000円となっております。

して、全て満額で決定を受けておりますし、昨年度、補正予算で出されました地方創生拠点整備交付金につきましては産業振興拠点施設の活用として申請をしました4,896万7,000円で交付決定を受けております。

地方創生を成功に導いていくためには、この総合戦略の着実な実行とともに、効果的な評価、その結果の活用があるというふうに思っております。

反省点としましては、効果検証の仕組みというものを策定時点でしっかり構築していなかったということが挙げられます。

このことから、今年度、総合戦略の改訂版、これを策定するタイミングで、効果検証につきましても市民参画を得ながら確実に実施をしていきたいというふうに思っております。

今後の展望につきましては、総合計画の重点プロジェクトとこの総合戦略の重点的な取り組み、これをしっかり連動させながら、郡上市の未来づくりにつながるような、地域の経済効果が上がるような、そうした事業への投資につなげていくように、また新しい人の流れが起こるように努めていきたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

(1 番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 三島一貴君。

○1 番（三島一貴君） ありがとうございます。そういった反省を含めて改訂版を出されるということで大変よろしいことだと思いますが。

一つお聞きしたいんですが、もう一度再質問させていただきますが、この総合戦略をつくるときに推進会議というものを立ち上げたと思います。市民の方をいろいろと。その後、この人たちには何かアクションをされておるのかをちょっと一つお聞きしたいんですが。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

市長公室付部長 置田優一君。

○市長公室付部長（置田優一君） 地方創生推進会議につきましては、総合戦略策定する時点で立ち上げた組織でございます。任期は2年となっております、ちょうど今年度、29年の5月が任期でございました。昨年度、平成28年度につきましては、総合戦略が既にスタートをしておりましたので、この推進会議の方々には事業の評価という形で、特に交付金を活用した事業についてこちらから情報を提供させていただきながら御意見を伺ったということでございます。

今年度につきましては、先ほど申しあげました効果検証とかございますので、この推進会議の要綱を一部改正させていただいて、その中に評価と、それから検証というところをつけ加えさせていただきながら、引き続き検証にかかわっていただく形をお願いをしていきたいというふうに考えております。

(1 番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 三島一貴君。

○1番（三島一貴君） ありがとうございます。ぜひそのように進めていただいて、せっかく一緒になってつくっていただいた委員の皆さんでございますので、やはり検証等をぜひそうやって進めていただいて、しっかりとした方針を立てていっていただきたいと思います。

それでは、3つ目の質問に入ります。

地方創生事業についてという形になりますが。

現在、予算等含めて本市における地方創生事業というものはいろいろとたくさん進められていると思います。本当にたくさんの計画があると思いますが、時間も残りわずかとなってきておりますので、代表的な調査をする事業について少し教えていただけますか。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

市長公室付部長 置田優一君。

○市長公室付部長（置田優一君） それでは、ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

郡上市のまち・ひと・しごと総合戦略の中では、4つある基本目標がございまして、そのうち、郡上市に仕事をつくり、安定した雇用を創出する。そして、郡上市への新しい人の流れをつくる。この2つにかかわるプロジェクトとしまして、郡上・自然のしごと学校プロジェクト推進事業というものがございます。

この事業につきましては、移住・定住の促進としまして、郡上らしい働き方であるとか、それから暮らし方を実現する学びと実践の場をつくりまして、潜在的なUターン、それからIターン希望者が郡上に飛び込んでくる、そうしたステップをつくるという目的と、それからもう一つ、地域資源を活用した新規事業、新規の雇用をつくっていくという2つの目的がございます。

ターゲットとしましては、都会に住む30歳前後の若い層というふうにしてしておりますが、ここ数年、都会に住む若い方の考え方とか関心が地域の再生であるとか、それからローカルというふうに向いているということを感じております。

企画課が所管しております地域おこし協力隊の事業であるとか、それから地域づくりの活動支援を継続していく中で、郡上に思いを寄せて、それから郡上で活動を始める、そういう若い方もふえつつあるということでございます。

ただ、フットワークよく郡上に飛び込んでくる、そうした若者以外に、移住という次のステップになかなか踏み込めない、そうした若い方もたくさんいらっしゃいます。例えば郡上のいろんなプロジェクトにかかわりたいであるとか、それからいつかは地域で暮らしたい。そして、東京ではなくて、地方で自己実現をしたいと思うような、いわば移住顕在層に向けまして、より意識的に移住のハードルを下げる。そうした取り組みがこの自然のしごと学校の取り組みになります。

地域に、地方に眠っている資源をビジネスに変えていく実践型のスクールにしていきたいという

ふうに、そういう目的を持っておりますので、今年度、平成29年度でその部分の設計につきましてしっかり準備を進めていきたいというふうに考えております。

今年度におきましては、この取り組みを郡上市交流移住推進協議会のほうに事業委託を行ってございまして、平成30年度からの開校を目指して、今年度はその具体的な運営体制であるとか、それからカリキュラムであるとか、それから経費の試算とか、事業計画といったものをつくりまして、それとともにスクール参加者の募集であるとか、それから選考といったものも行っていきたいというふうに考えております。

それから、このプロジェクトにつきまして市民の方からもアイデアをいただきたいということで、ローカルベンチャー・アイデア会議というものを市内各地で開催をしていきたいというふうに思っております。さらに、東京におきましても、この郡上の中で出たいろんなアイデア、こういったものを東京のほうに持ち込みまして、地域の再生とかといったことに感度の高い若者を囲い込みまして、東京のほうでもこちらの出たアイデア、起業の種というものをブラッシュアップしていくような、そうしたワークショップというものもやっていきたいというふうに思っております。

それから、もう一つでございますが、地方創生の柱としている事業に郡上藩江戸蔵屋敷の取り組みがございます。この6月11日に今年度第1回の蔵屋敷を東京都港区北青山で開催をしました。会場は大変盛り上がったわけでございますが。

この蔵屋敷の取り組みにつきましては、郡上ファンから郡上により熱中をする人、それから郡上にかかわり、みずから行動を起こしてくれるような人、こうした人をつくっていきたいというふうに思っています。数は少なくても、郡上に本当に深くかかわっていただいて、郡上と一緒につくってくれるような、そうした人材を育てたいということも目的としておりますので、ここからまた郡上に移り住む人がふえていくことも期待をしております。

そして、この郡上藩江戸蔵屋敷でつながった人材につきましては、この郡上市での仕事がこの取り組みへと誘導していければというふうに思っておりますので、この2つのプロジェクトにつきましては個々で動くのではなくて、相互に連動していくような、そうした取り組みにしていきたいというふうに思っております。

郡上市の地方創生につきましては、本当に市民の皆さんの本気を引き出しながら、地域の未来をつくる効果的な投資となるように官民協働のスタイルで進めていきたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

(1 番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 三島一貴君。

○1 番（三島一貴君） ありがとうございます。大変すばらしい事業だと思いますので、ぜひ真剣に進めていただきたいと思っております。

やはりせっかく事業をやられるものですから、それに対する結果というか、そういった検証は必ず、これ、しっかりしていただいて、また御報告をいただきたいと思います。

この事業を行ったから郡上市にどれだけ人口がふえたとか、そういうわけではなくて、それもまたすぐ目に見えないものだと思っておりますが、この事業をやったことによって郡上市がどのように進んでいるかということをしかりと御報告をいただきながら、そしてまた次なる事業の展開へととしていつていただきたいと考えております。

今、置田部長からの意見の中に、僕がいつも考えてるキーワードが多数出てきましたのでちょっとお話しさせていただきます。やはりこれからの地方創生というか、この郡上市をということになってくると、まずは若者、ここを大事にしないといけないと思っております。先ほど市長からもございましたが、生産年齢人口の減少、15歳から64歳ですね、その方が大変少なくなっておる。やはりこの人口をふやさないとこの先、市もよくなっていかないのかなと思っております。そのためにも、この若者を本当にしっかりと育てる。さっき育てるということもございました。育てていただいてやっていかないといけないのかなということ常日ごろ感じておりますので、そういったこともしっかりと進めていただきたいと思っております。

そして、市民の声ということもございました。この市民の声というものも大変大事であって、よく今、この地方創生についていろんな本が出ておったりとか、インターネット上にもいろんな情報がございます。結構、その本とかも二、三冊読まさせてもらいましたが、すばらしいことが書いてあったり、やはり誹謗中傷のこともあったりして、どれがどうということはございませんが、大体書いてあるものが、やはり事業の組み立てをするときに比較的全国的に多いのは、コンサル任せというものがあるようでございます。やはりコンサル任せになりますと、よその地域でこの事業が成功したからといって、だから郡上市さんやりませんかみたいな形ですね。そういったお話でよく本当に二番手、三番手のような事業になるということがよくあります。やはりコンサル任せではよくなっていかないとということがよく書いてありますし、本当にこの郡上市民の方々の声をしっかりと聞いていただいての事業の組み立てが必要なんではないかなということを考えております。

この総合戦略をつくる時に一緒に行いました夢論文、これっていうのは僕は大変すばらしかったと思っております。僕もこの審査委員におったものですから、よくこれを、僕全ての作文を読まさせていただきましたが、いま一度、この前、ふとこれが出てきたものですから読まさせていただきました。一番しょっぱなに優秀賞作品があったんですが、もうこれを読んだら、僕は今回、日置市長が掲げた「観光立市」のことをもうはや夢論文で言われておるんですね。山田桂一郎さんが言われる前に、もうこの方が言われておるなど。もうほぼ一緒のことを言ってるなということを感じたんです。やはり市民の方から、もうはや皆さん結構そういった思いがたくさんあると思います。これも本当にそのときの一部の優秀の作文でしたが、あのときにもう千何通ありまして、本当に市民の方

からいろんな声があって、皆さん真剣に考えられているんだなということはございましたので、できればこの事業もまたやっていただくといいのかなと。こういったところからまた市民の声も聞いていただいて、それが郡上らしさってよく聞きましたけど、そういったことにもなってくるのではないのかなということを思っております。

そういった形で、市民と一緒にやっていただきたい、そんなことも思っておりますし、山田桂一郎さんの本に書いてありました、住民参加ではないと。これからは行政参加だと。行政主導でなくて住民主導だと。住民主導で行政参加、そういったものにこの地域はなっていくといいということも桂一郎さんは言っておりました。

また、ツェルマットに行かれるときに日置市長と一緒に行かれますので、本当にそのあたりもしっかりとお話を聞いていただいて、またこの郡上市のためにいろんなことをしっかりとやっていただきたいなと思っております。

最後に、もし日置市長、御所見を、御所感をお願いしたいと思っております。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 御指摘のとおりでありまして、地方創生というのは行政の取り組みだけではとてもなせるものではない。むしろ、市民の皆さんが主体になって、燃えて、それで行政も少しは協力しろと言われるぐらい、尻をたたかれるぐらい、まさにそんな動きになっていけばと思っておりますので、市民の皆さん、特に若い人たちの動きにも期待をしつつ、そしてまた私たちもそうした市民の皆さんの声を十分吸収をしながら事業に取り組んでいきたいというふうに思います。

（1番議員挙手）

○議長（渡辺友三君） 三島一貴君。

○1番（三島一貴君） ありがとうございます。

それでは、私の質問はこれで終わりたいと思います。

ありがとうございます。

○議長（渡辺友三君） 以上で、三島一貴君の質問を終了いたします。

---

#### ◇ 武藤忠樹君

○議長（渡辺友三君） 続きまして、14番 武藤忠樹君の質問を許可いたします。

14番 武藤忠樹君。

○14番（武藤忠樹君） 議長より許可をいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

今回、私は、特に「女性」というキーワードで質問をしたいと思います。

最初に、女性目線への取り組みは？で。

労働力女性比率とあります。この労働力女性比率、簡単に言えば職場における女性の割合ということになると思いますけれども、観光立市への女性職員の対応はということで質問をさせていただきますが。

観光立市推進本部がつくられております。この中に女性は2名しか入ってみえないんですね。私の前読んだ本の中にこんなことが書いてありました。消費者の半分は女性である。そういった現実の中で、女性向けのサービスや商品のアイデアが生まれる可能性はあるのだろうか。ともすれば、男性は開発、改革を目指す傾向がある。しかし、今、本当に目指さなければならないのは、郡上市の観光としては生活、暮らし、こういうことを重点に置き、暮らしの産業化が重要だと考えるとき、この女性目線の重要性を考えて、この観光立市推進本部というものがどういうふうに機能するのか、御所見を伺いたいと思います。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

市長公室付部長 置田優一君。

○市長公室付部長（置田優一君） 武藤議員の御質問にお答えさせていただきます。

観光立市郡上推進本部につきましては、全24名で構成をしております。このうち、女性は2名ということで、秘書広報課長、それから大和振興事務所副所長兼振興課長となっております。

御指摘のありました女性向けサービスや商品のアイデアといった、特に女性の視点に立った政策推進につきましては、観光立市郡上を推進する上で本当に重要なことだというふうに考えておりますが、この推進本部を設置、組織するに当たりまして、「観光立市郡上」の推進に深くかかわる関係の課の課長制にしたということもございまして、本部の構成員に女性が2名という状況となっております。ただ、推進本部におけます協議の結果、出されました施策の方向性につきましては、それぞれ担当する各部各課におきまして、市民の皆さんや事業者の皆さんの意見をしっかり収集しまして、意見交換を行った上で具体化をしていきたいというふうに考えております。こうした過程では、女性の視点というものもしっかり組み上げていきたいというふうに思っております。

また、推進本部で話し合った結果を施策や事業に落とし込む実際の作業につきましては、女性職員が配置をされておりますそれぞれの各部各課で行っていきますので、女性の意見、アイデアにつきましてはこの段階でしっかり反映できるというふうに考えております。

推進本部のメンバーは関係課長を基本構成員としておりますが、所属の部や課を代表するものでありまして、メンバー個人の意見のみで議論を行うということでないということにつきましても御理解をいただきたいというふうに思っております。

観光立市郡上推進の取り組みを検討する中で、当然、女性をターゲットとした事業も必要になってきます。今後、観光立市郡上推進本部におきましては、本部と関係各部の連携、それから役割分

担というものもしっかり図りながら、明確にしながら、推進本部の中に女性が少ないといった点を補いながら、女性の視点を組み込んだ施策がしっかり生まれるように努めていきたいというふうに思っております。

なお、このことにつきましては、推進本部だけのことではなくて、市政全般にかかわることですので、今後の政策推進に当たりましてはしっかり十分留意をしていきたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

(14番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 武藤忠樹君。

○14番（武藤忠樹君） 御答弁いただきましたが、しかし、郡上市の職員の現状といったものを見ますと、非常に厳しいものがあるのではないかなという気がしています。

郡上市の平成29年4月1日現在、全職員876名中、女性職員は369名で、この労働力女性比率は42%で、ほぼ日本の平均であります。しかしながら、病院関係を除いてみると624名の職員中、188名が女性であります。約30%であります。

特にこの郡上市職員男女別人数一覧をいただきました。和良振興事務所12名中、女性1名。明宝振興事務所12名中、女性1名。美並振興事務所16名中、女性2名。農林水産部も27名中、女性2名。建設部37名中、女性2名。非常に女性の少ない職場というか、部があります。そこを代表して推進本部をつくってみえるわけですから、先ほど言われた女性の意見を吸い上げて、この本部へ持ってくるということは可能なのでしょうか。私はこの30%であるということと、この女性の意見をもって推進本部を立ち上げておる、そういったことについて市長はどうお考えなのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

果たして、この推進本部がしっかり機能できるのかどうか、この状態の中でという思いがしていますので、お答えをいただきたいと思いますが。

これはある地域協議会のときかな、ふるさと何とか支援員に女の子が川合地区に来ています。川合地区に来ている地域推進の女性の方が、火を使わない料理教室を始めましたって言われました。私にとっては非常におもしろいなと思いました。私たち男性についてはそんなことは考えつかないことですけれども、火を使わないでも料理ができるよって、そういった料理教室を始めましたよっていうことを言われました。こういった発想が出てくるやっぱり女性目線というものは、私はもっとも必要なんじゃないかなという気がしますので、市長の御所見を伺いたいと思います。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 郡上市の全体の職員に占める女性の割合が42%ぐらい。病院関係等を除けば30%前後というのは御指摘のとおりであります。本来、どういう比率であるべきかということもあ

るかもしれません。男性、女性ほぼ半分ずついるわけですから、50%、50%でも悪くはないし、そうであってもいいというふうに思いますけれども。これは、ただいろいろと長い積み重ねの中で今出てきていることでありまして、これを横並びの各市と比べても、おっしゃったようにそんなに低い比率ではないというふうに思っております。

今御指摘のような「観光立市郡上」というようなものを推進していくための視点として、女性の視点をきっちり踏まえていかなければいけないということはおっしゃるとおりであります。先ほど置田部長のほうから答弁をされましたように、この推進本部というのは全庁体制のいわば各所属部の代表として出てきておりまして、そういう中でたまたま今そうした担当課長がそういうことであるということでありまして、決して女性の意見とかアイデアを取り入れないということではありませんので、それぞれの所属でいろいろ議論をしていただいたり。あるいは、私はこれからの作業の中でそれであれば、女性だけの一つワーキンググループつくって、そうした皆さんから女性目線から見た郡上の観光振興策というようなものも、また仕事をふやすといけないんですけれども、求めていくということも考えられるというふうに思っております。

女性が少ないから女性目線とか女性を配慮したいろんな政策ができないという、ともすれば、もちろんそういうこともございますけれども、この郡上市議会も18名中1名の女性ということで頑張っておっていただきますし、また男性の議員の皆さんも女性のための政策はいかにあるべきかということも十分御配慮いただきながら政策を進めているということでございます。

そういうことでありますから、我々も今の急激に女性の職員をふやすということもできませんし、今ある体制の中でそうした御指摘のような視点も十分考えながら、またそういうぜひ力を発揮してもらおうような仕組みも新たに考えながら進めていきたいというふうに思っています。

なお、私たちは市の職員のそういう比率をこれから変えていくといいますか、女性のを高めていくということになりますと、どうしても今いる職員はもう規定の職員がいるわけですから、新規の採用の職員をどうやって女性の職員にも活躍してもらおうかということでありまして、新規採用の職員については、男性、女性の区別なく、能力本位で採用をさせていただいているということでございます。

(14番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 武藤忠樹君。

○14番（武藤忠樹君） ありがとうございます。今市長の言われたとおりだと思うんですけども。この労働力の話なんですけれども、労働力女性比率が向上するとその次の年の経済成長率が上がるといったデータもあるようです。なぜかという、いろんな説もあるんですけども、やっぱり生活と仕事を両立させるためには効率よく働く。そのためには、やっぱり女性はそういうことにはたけているということで、そういったことで女性の多い職場は非常に労働力効率が上がって生産性が

上がってくるといったデータもあるようです。そういったことも考えて、今後取り組んでいただきたいと思いますが。

一つ、昨年、私たちの産業建設常任委員会で視察した倉吉市の広報紙です。この中に、こんなものが1枚入っているんですね。はがきです。4つに折れるんです。「あなたの手で倉吉をPRしてください」、こういうはがきが入っているんですね。これ、各全市民に配られて、ここに祭りとか、移住相談とか、倉吉のいい写真が載ってるんですが。ただ、自分で切手を張って出さんならんのですけれども。こういった市民を巻き込んで、郡上のいいところを写真でどこかへ送りましょうよといった取り組みなんていうことも観光立市を目指す郡上市としては取り組んでいってもいいんじゃないかなという気がしています。たまたま珍しいこういうはがきが入っていましたので、持ってきました。もしよかったら、後でお渡しいたします。

次、女性が働くといったことの中で、一つ問題はやっぱり保育サービスの問題だと思います。やっぱり保育サービスなしに産休、育休ということがありますので、女性が職場を離れるときがあるということの中で、やっぱりこの職場復帰への時間の短縮をしっかりと縮めれる政策といったものの中で保育サービスは必要なことだと思っています。

それで、おもしろいことがあるんです。お父さんの家事や育児の時間が長いほど第2子以降が生まれやすいというデータが厚生省から出されております。やっぱりお母さんだけでなしに、お父さんも家事や育児をしっかり手伝うと第2子が生まれる可能性が高いという、こういうことを厚生省からデータが出ておりますが、つまり、男性も労働時間を減らして家事や育休をしっかりやりなさいよと。そうすることが少子化対策にもなるんですよということが厚生省から出ておりますけれども。

きのうも補正予算の中で少しだけ改良されたようですけれども、産休・育休をとることよりも、私はやっぱりゼロ歳から2歳、この間の保育サービスを充実することによって女性が早く職場に復帰できるんじゃないかなと思っていますが、これについてはどうお考えでしょうか。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

市長公室長 三島哲也君。

○市長公室長（三島哲也君） それでは、お答えしたいと思います。

郡上市におきましても、子育てをしながら共働きをしている家庭というのはふえてきているというふうに思います。また、それに伴いまして変則的な勤務に応じた保育、ですから急な用事や育児疲れ解消などを目的とした保育など、ニーズの多様化をしておるといふふうに感じております。これらに対応した保育サービスの提供というのが今求められるという、そういった時代でございます。

郡上市では、こうした各種のニーズに対応するための保育園、認定こども園、幼児教育センターが、私立も含めまして17園ありまして、各種の保育サービスを展開しておる状況でございます。

保育サービスの内容でございますけど、未満児につきましては1歳未満から入園できますし、最短10カ月からでも園で安全に預かることができるというふうに確認されれば入園できるというふうになっております。

また、正規の保育時間外ということになりますと、早朝保育は午前7時から可能で、延長保育につきましては午後の7時まで行っております。土曜日保育につきましては、平日と同様に行っており、保護者からの申し込みがあれば対応しているというものでございます。在外児以外、保育所に入園していない子どもについての一時預かりにつきましては、午前8時から午後4時までというふうに行っておるところでございます。以上のような保育体制ということを実施しております。

郡上市の職員ですが、そういった保育サービスを利用しながら職場復帰を図っておるというようなことでもございます。

それから、国の子育てに対する休暇制度等でございますけど、郡上市は当然、国に倣っております。それで、その活用の推進に向けてでございますけど、郡上市としましては平成27年度に郡上市職員の子育て応援行動計画というものを策定しております。

その中で、1点目としましては、この制度の理解に対する進めるということ、それから意識を改革すると、そういうことを1点目として目標とします。それから2点目につきましては、母性保護の推進ということが2点目でございます。3点目にしましては、休暇取得の促進を目指しておりますし、4点目としましては育児休業と休暇を取得しやすい職場環境の整備、そういったこともやっております。それから5点目としましては、父親の育児参加の促進、こういったことも視点に入れております。女性の職場復帰、そういったことに関連したところは、こういった目標値を定めて、今積極的に取り組んでおるものでございます。

したがって、保育サービスの充実、それから今言いましたような子育てに関する各種の休暇制度というのを積極的に活用していただきたいということを思っています、郡上市では推進室ということで、そういったところで郡上市の女性職員も働きやすい職場環境、そういったことをこれから進めておるといところでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

(14番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 武藤忠樹君。

○14番（武藤忠樹君） ありがとうございます。

実は、データによりますと、この専業主婦という社会になるのは、戦後の高度成長期に一時的に普及したものであって、それまでは約8割の女性の方は、もちろん農業ということもあったんでしようけれども、職業の関係もあったんですが、家の外で働いていたということが実例としてあります。

もちろん、三世同居ということもあって、祖父母に、お年寄りに子どもを預けて働いていたと

ということでしょうけれども、決して女性が外に出て働くといったことが、昔はそうだったんだよということが言われておりますので、そのためにこの保育サービスがしっかり整って、女性が外で働きたい女性も随分みえるようですので、そういった保育サービスを行っていただきたいと思いません。

次に、地域協議会について伺いたいと思います。

この地域協議会も、私もオブザーバーとして参加しておるんですけども、現在の地域協議会、これも先ほどの観光推進本部の構成員と同じで、女性や若者の参加が非常に少ないんですね。これは役職をもってみえる方が参加してみえるということがあるということですけども、特に女性の会や青年団がなくなってもうしばらく、大分時間がたっておりますが、市内各地域に女性とか若者に特化した組織といったものは考えられないものでしょうか。お考えを伺いたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

市長公室長 三島哲也君。

○市長公室長（三島哲也君） お答えしたいと思います。

まず、地域協議会の女性の状況でございます。それとあわせて、郡上市の目標値なども少し説明させていただきますと思います。

郡上市には男女共同参画プランがございまして、その中で市の審議会等に対する女性委員の登用率のことにつきまして、目標値として平成31年度までに40%ということを目標としております。26年度のときに調査をしておりますけど、その時点での登用率は35.5%ということでございます。それに対しまして、地域協議会でございますけど、29年の5月現在で全員125名みえますけど、その中の女性は31人ということで、24.8%という数値になっておりまして、全体平均と比べますとやや低い登用率というふうになっておる現状がございまして、また、40歳以下の若い世代につきましても9人ということで、7.2%という、そういった数値になっております。

地域協議会の任命でございますけど、これにつきましては各振興事務所長さんのほうに推薦をして、それに基づいて任命をしておりますけど、その折には女性の選任、それから若者の選任、そういったことを依頼しておるところでございますけど、やはりなかなか現状を見ますと、先ほど述べたような現状になっているところがございます。

地域協議会におきます女性の参画といいますのは、活動を進める上で大きな力となるというふうと考えておりますので、今後も女性職員の積極的な登用は促進していきたいというふうに思っておりますし、若い世代が少ないということについても、今後の課題というふうに思っております。

それから、各地域に女性、若者のトップの組織ということでございますけど、先ほど議員が述べられましたように、女性の会があるのは八幡だけということになっておりますし、青年団組織につ

きましては明宝地域のみということがございます。

今現在でございますけど、郡上市内の若者の集う組織としましては、平成27年度から若者カフェというものが立ち上がっておりまして、ワークショップであるとか、そういった活動をしておりますので、そういったところについて支援もしております。

また、若者ということになりますと、成人式の企画運営、こういったところにつきましては、新成人に参画してもらって企画のほうを一緒にやっておるということを行っております。

また、今年度、白山開山1300年ということで、姫神夢幻奏コンサート、こういうのがございますけど、この企画運営につきましては、郡上青年会議所の会長が実行委員長となっておりますし、商工会青年部の会員、こういったものも実行委員会のメンバーになってもらって、非常に積極的にやっておりますし、重要な役割を担っておるという、そういったものがございます。

女性に特化した組織というものでございますけど、市のほうが率先して組織づくりということは現在行っておりませんが、実態としましては平成28年度から農業女子会というのが開催されて、農業を目指している方、生産される方、そういった方が集まりまして意見交換の場を持たれております。

また、女性の防災士も12名誕生しております、女性の社会参画というのは広がりを見せておるんでないかというふうに思っております。

また、目的を持った若い女性のグループというのがございまして、子育て支援の関係でバンビの森、それからNPOの子ラボハウススキキの家、こういった目的を持った女性の活動グループもこういったところで地域活動に参加してみえと、こういった現状もございます。

今後につきましても、こういった女性目線の取り組みについての活動につきましては支援をしていきたいと思っておりますし、より一層進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

(14番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 武藤忠樹君。

○14番（武藤忠樹君） ありがとうございます。地域協議会への参加はなかなか難しいだろうと私自身も思っていますので、それ以外の女性とか若者が集まる組織ができないものかなって思っています。

これ、この前借りてた『地域再生入門：寄りあいワークショップの力』というこの本なんですけど、高齢化率100%の村がよみがえったっていうそんな本でしたので、非常に興味を持って読んでおりますけど、まだ読んでる途中ですけれども。やっぱりみんなが寄って集まって、昔からの日本で寄り合いでいるんなことが決まってくるという中で、案外、みんな同じ考えでおるんだっていうことが確認できると大きな力が生み出されるよ、地域再生ができるよっていう、そんな内容の本です。ぜひとも一読されるとよいと思っています。

それでは、時間も迫ってきますので、次の質問に移ります。

小中学生の体験学習。前は一次産業の体験ということでしたが。

実は、私、今、民泊を受けまして、関西の修学旅行生を4回預かったのかな。1泊は民泊で1泊はホテルでということでしたけれども。この子たちが修学旅行として郡上市の私の家で生活を1晩していく。非常におもしろいこと、いろんな発見があります。

初めて星空を見たという子どももいまして、夜中に起きていって、北斗七星をもう一遍見に行ったとか、非常に楽しい。ヨモギの餅をうちの家内とつくったり、朴葉寿司をつくったりしておりますけれども。こういった体験をした子どもたちが今後どうなるのかなというのも楽しみなんですけれども、こういった経験をする中で、もうこれは郡上市内でこういったことができないのだろうか。現状どうなのかわかりませんが、例えば美並の郡南中学の子どもが高鷲の民泊を高鷲の雪が多いときに民泊して雪おろしを体験するとか、いろんな郡上市内の中で民泊をお互い中学生同士行って、いろんな郡上市の広さ、それから高低差、郡上市内のことをいろいろ知ると、そういうことが非常に中学生の若い子どもたちにとっては、この宿泊を伴う体験学習というのは非常に貴重な体験になると思うんですね。この子たちが将来は郡上市を担う市長であり、議員であり、市職員になっていくわけでありますから、若いうちにこういった経験を積んでおいていただくといいなという思いがしますが、今の現状とまた教育長のお考えを伺っておきたいと思います。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

教育長 石田誠君。

○教育長（石田 誠君） 武藤議員にはこれまでも体験の大切さについては何度か御質問をいただいております。私も豊かな体験をさせることは非常に重要だと思っておりますし、そのためには郡上学を推進し、一層充実させることが大切かと思っております。

現在、市内の小学校5年生、それから中学校の1年生の全ての学校においては、市内の宿泊先を活用した宿泊研修を実施しており、その各学校の実態やつきたい力に応じて特色のある活動を現在行っております。

具体的には、八幡、大和、白鳥の中学生が高鷲町で宿泊し、ひるがの高原の散策、大日ヶ岳登山、長良川でのラフティングを経験したり、また郡上東中の生徒が美並町で宿泊し、白鳥町の長滝の散策や、八幡町で保存会の方から郡上おどりを学んだりするなど、郡上かるたに出てくる郡上の魅力や財産を体験して学ぶ学習を行っております。

また、従来は宿泊というと食事づくりはカレーが定番でしたが、今は朴葉寿司や鶏ちゃんなどの食事をつくったり、それから踊りなどの学習をする中で地域の講師の方との触れ合いでその知識やわざを伝授いただいただけじゃなく、地域の自然や文化を愛する熱い思いと触れ合うことができ、こうした体験は今の子どもたちゲームの機械等でバーチャルな体験が多いだけに、こういう

体験は非常に大切であると。今後も充実させていきたいと考えております。

以上です。

(14番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 武藤忠樹君。

○14番（武藤忠樹君） ありがとうございます。そこまでやってみえるのであれば、大変いいことだと思いますし、ますます民泊といったことを進めていっていただいて、郡上市内のことをしっかり知っていただきたいなと思います。

なぜそういう考えに思ったかといいますと、昨年、市民協働センターが主催で行われた中学生のいろいろなアイデアの発表がありました。あれを聞いていますと、僕が思った、私だけかもしれませんが、非常に地域が限定されたアイデアが多かったんですね。もう少し郡上市内全体を捉えたようなアイデアがないものかなと思っておりましたし。

もう一つは、マーケティングの問題です。そのマーケティングをどう考えているのかなっていうことも、この子どもたちにも今後は勉強していただきたいなと思っています。こういった小中学生が郡上市内でいろんな交流を盛んに行うことによって、地域資源がいろいろと入りまじって、六次産業化へ進んでいく、それが新しいマーケティングの戦略を生んでいくんじゃないかなという気がしていますが。

これでちょっと質問の中から外れるかもしれませんが、今まで市で食の祭典で行われましたね。そこで食の祭典の中でグランプリを取った商品が幾つかあります。また、郡上高校の生徒がつくったライス鶏ちゃんハンバーグなんていうものもつくられました。あれは今現在どうなっているんですかね。せっかくあそこまでやって、あれはあれで終わったのかな。結局、あれのマーケティング、そういうものを生かして観光立市を目指すということのためにやったんじゃないかなっていう気がしとるんですけれども、今現在、そういうものはどうなっているのかなという。地元産品、地元のコンテストで優勝したものが今現在どうなっているのかな。ちょっとお聞きしたいと思いますが、お願いします。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

商工観光部長 福手均君。

○商工観光部長（福手 均君） お答え申し上げます。

食の祭典は8回を終わらしまして、確かにおっしゃるとおり、幾つかのグランプリというのを出示しております。ただ、それは終わってからPRあるいは普及というのに実行委員会あるいは市役所のほうもいろいろ努力しておりますけれども、おっしゃるとおり、なかなかその効果が目に見えて非常に上がっているというのは言いにくいかと思います。

しかし、そういった反省も踏まえまして、毎年テーマを決めて、例えば去年ですと「どんぶり」

というテーマで行いましたし、その前には「串」ですとか、あるいはことしも今ちょうどそのテーマの設定中でございますけれども、そういったことを含めて、いわゆるグランプリ作品のイベント後のPRも含めて今懸命に取り組んでおりますので、御了解をお願いします。

(14番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 武藤忠樹君。

○14番（武藤忠樹君） ありがとうございます。

私、この郡上高校の生徒がつくったものはまだ口に入っていないですね。なかなか貴重なものであるということで食べさせてもらっておらんのですけれども、一遍食べてみたい。どこへ行ったら食べれるのかなっていうこともわかりませんで、そういったことも今後の取り組みの中で観光立市を目指す中で、そういったことにも取り組んでいただきたいと思えますし。これ、5月25日の岐阜新聞、昨年統合して誕生した津保川中学校の3年生が津保川地域の特産品を販売したと。修学旅行に合わせた実習で、過疎化が進む地元を少しでも元気にしようと津保川の味を都民らにPRしたって、こういう記事が載っていました。

これも自分たちでこういうものを知らないで、やっぱりこういった東京の人たちに、都民の方に販売することもできないと思うんですね。こういった修学旅行でこういった経験をする。マーケティングをしっかりと覚えるということも修学旅行の一つの貴重な体験になってくると思うんですが、せっかく蔵屋敷をつくられて、東京に行かれるわけですから、ぜひとも郡上の中学生の修学旅行でその辺でこういった郡上産品がPRできないものか。そういった修学旅行も考えてほしいなという気がしますが。教育長ですか、市長ですか、どちらかお答えいただけますでしょうか。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

石田教育長。

○教育長（石田 誠君） 今のアイデアはそれぞれの学校において具現をするようなことも今考えておりますので、市のほうの協力を得て実施できたらなと考えております。

(14番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 武藤忠樹君。

○14番（武藤忠樹君） ありがとうございます。

私も民泊を始めまして、非常に今中学生、関西地域の子どもたちとの触れ合いの中でいろんなことを勉強させてもらっております。非常に疲れることなんですね。他の地域からの人を受け入れて、これでいいのかなと思っておりますけれども、まず自然に、自分たちがまず自然に振る舞うということが、当たり前のように振る舞うことが大切なことだと思いますが。

最初預かった子どものときは雨が降ってましたので、非常に困っていたんですけども、何をやらせようかなと。山へ連れて行ってフキをとらせるつもりでおったんですけども、ヒルが多くて

とてもとても、そんなヒルにかまれてはという思いがして、早々におりてきました。

2番目の子たちはいい天気やったですね。3番目の子たちはもう雨が降ってましたので、仏壇のお磨きをさせて、法事も近いことですから仏壇磨きをしようということで仏壇磨きをさせた。いろんなことが、ふだんの生活の中でやっっていることを体験させてあげることが、将来にとって、その子たちにとって、郡上市がどういうふうに映ってくるのなかという思いもします。これからお礼の手紙が来るらしいですが、それを楽しみに今待っている状態です。

ぜひとも郡上の中学校の修学旅行もいろんな体験、また女性の方々も自分たちの意見が言える場をたくさんつくって、全員郡上市、市民全員で郡上の観光立市を目指していただけたらと思っています。

以上にて、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（渡辺友三君） 以上で、武藤忠樹君の質問を終了いたします。

ここで暫時休憩といたします。再開は11時といたします。

(午前10時46分)

---

○議長（渡辺友三君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午前10時59分)

---

○議長（渡辺友三君） ここで、市長公室長 三島哲也君から発言を求められておりますので許可いたします。

市長公室長 三島哲也君。

○市長公室長（三島哲也君） 先ほど武藤議員の女性目線の取り組みの中の保育サービスのところにおきまして、保育サービスを展開している施設園数を17園と発言しましたが、純粋に保育サービスだけで見ますと、はちまん幼稚園を含めておりましたので、16園ということになりますので、訂正させていただきます。よろしくお願ひします。失礼しました。

---

#### ◇ 尾 村 忠 雄 君

○議長（渡辺友三君） それでは、15番 尾村忠雄君の質問を許可いたします。

15番 尾村忠雄君。

○15番（尾村忠雄君） ありがとうございます。議長より質問の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問を行いたいと思います。

「観光立市郡上」の質問が多く出されておりますけれども、平成29年度、市長の施政方針の中で「観光立市郡上」を目指すということは、市民が幸せになることであるということでありました。

私も今回の質問において、農業を観光立市にどう生かせばいいのかなというようなことを思い、質問をさせていただきます。

個人的には農業、おいしいお米をつくって観光客に食べていただき、それが観光誘客につながっていく。おいしいお米だったなっていうそういった思いができればいいな、そういったことを根底に思っております。

その前に、二、三年前だったと思うんですけども、夢論文の発表があったときですね。市内の医師の言った言葉が今も自分の心の中に残っておりますので、それをちょっと引用して朗読をさせていただきますので、お願いをいたします。

「私たちのふるさと郡上をいつまでも残したいという気持ち、心の底から沸き上がってくる熱い思いをみんなで共有し、子や孫のためにという大きな目標に向かって立ち上がる時が来たようです。郡上にはあの宝暦年間に自分の命をかけて多くの苦しい同胞を救おうと江戸へ走った偉大な先人たちがいたことを忘れることはできません。すがる家族を振り払い、一握りの稲穂を今の、そして未来の若者に食べさせるため、命を差し出してもやらなければならない決意の人があった」という医師のお話でございました。

これを根底に、きょうは質問をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

郡上市では、持続可能な発展を目指し、「ずっと郡上 もっと郡上」を掲げ、自然と共生した農業の育成を市と民間が一体となって取り組んでおります。

基幹作物である水稲については、付加価値の高い主生産を形成すべく努力していただいております。しかしながら、近年、農業・農村を取り巻く環境は非常に厳しく、世界経済のグローバル化、価値観の多様化が進む中、食の安心・安全、そして優良農地の確保と品質確保の面からも積極的な取り組みが行われております。さらに、適切な農地の管理により、新たな耕作放棄地の発生、また農業就業者については高齢化、後継者問題等々、幾多の難題を背負っています。また、獣害問題も深刻であります。

そうした中、市においては人・農地プランの作成や、中山間農業に対する制度を活用し、農業の生産基盤を確立すると同時に、農村環境の保全に向けた取り組みを推進していただいております。こうしたことを踏まえ、市内の農業就業者、また農家数の現状等についてお伺いをいたします。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

農林水産部長 下平典良君。

○農林水産部長（下平典良君） それでは、市内の農業就業者数及び農家数について御質問にお答えいたします。

我が国では、農林施策の基礎資料とするため、農林業センサスと呼ばれる統計調査が全国規模で

5年ごとに実施されております。その調査結果によりますと、郡上市の農家数ですが、約5年前の2010年、平成22年ですが、これが4,459戸で、最新調査の2015年、平成27年ですが、これが3,964戸ということで、この5年間で495戸、11.1%減少しております。

同じく、センサスにおきます郡上市の農業就業人口ですが、この統計調査上農業就業人口ですが、農業とそれ以外の仕事を両方に従事されている方については、主に農業に従事した人のみを集計した人数でございますが、2010年の平成22年が2,291人、2015年の平成27年が1,938人で、こちらもここ5年間で353人、率にして15.4%減少しております。

いずれにしても、こうした農家数、農業従事者の減少につきましては、全国的に同様な傾向となっておりまして、これまで農業労働の主力でございました昭和1桁台の方々がリタイアされたことにより、また農作業が機械化された、あるいは担い手農家や集落営農組織へ農地が集積された等が進みまして、結果として農業就業人口が減少したものと考えられておりますので、よろしく願います。

(15番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 尾村忠雄君。

○15番（尾村忠雄君） 農業就業人口、また農家数の減少については、本当に少なくなってきておるといふ答弁でありました。私は、基本的には中山間地域に対するいろんな事業があります。これを生かしてやっていかなければ大変難しい時期ではないかなというようなことを思っております。中山間地域の直接支払制度、また多面的機能支払制度等々を利用しながら、県の推奨しておる強い農業づくり、こういったことに取り組んでいって、農業基盤の確立をしていかなければならない、そういったことを思っておりますので、こういったことも市民の皆さんにお知らせをしていただき、やっていっていただければと思っておりますので、よろしく願います。

次に、農業の高齢化問題、後継者不足の現状についてお聞きをいたします。

近年、農業従事者が高齢化と言われる農家の全国労働統計調査では、70歳までの年代の人がいる農家では全体の7割が農作業を全て自分が中心になって行っていると言われております。後継者がいないということもあり、手伝ってくれる人がいないことから農作業中の事故もふえているということでもあります。

こういったことは、日本古来の農家世襲制度も一つの要因とも言われます。また、若い人たちが脱サラして農業を始めようとしても、農業用の機械等相当な初期投資が必要であります。また、初期投資してもそれなりの収入があれば納得できますが、それも現状ではかなり厳しい面があり、農業の後継者不足はこれ以外にも多々ありますけれども、かなり深刻になってきております。こういったことから、市では市の高齢化、後継者問題に対する対策をどう考えておられるか、お伺いをいたします。

○議長（渡辺友三君） 農林水産部長 下平典良君。

○農林水産部長（下平典良君） それでは、担い手の高齢化と後継者不足の対策についてお答えいたします。

平成27年の農林業センサスによりますと、郡上市の基幹的農業従事者数は1,523人で、そのうち65歳以上の高齢者の方ですが、1,223人、率にしまして約80%ということになっております。

全国的に申しますと、全国でこれは64.6%、県では77.6%ということですので、郡上市はそれ以上の高い率となっております。

また、後継者の関係ですが、後継者なしというふうに回答した同じ農業センサスの調査によりますと、そうした農家ですが、1,648戸中552戸で、33.5%の方が後継者なしというふうに回答しております。5年前の調査が456戸で、22.9%でしたので、それと比べますと5年間で約10%ふえたというふうな状況でございました。

こうした状況を踏まえまして、平成24年度から就農支援協議会を市では設立いたしまして、新規就農希望者ですとか、後継就農者に対しまして県と市と農協、そして農業委員会が連携した支援チームをつくりまして支援を行っております。技術や営農地等農地のあっせん、融資、住宅の確保や補助事業の活用等の総合的な支援でございます。

これまで5年間、平成24年から28年度までなんですが、40人の新規就農、農業後継者が確保されてきて、そのうち国の制度でございまして、年間150万円を最大5年間支給されます青年就農給付金制度がございまして、それが10名の方、県の補助制度で、これは1回限りですが100万円を支給されるという後継者給付金、これも10名の方、そしてハウス等に必要な施設整備の助成を受けられた方が3名ということで、こうした制度をして就農を支援している状況でございます。

なお、また平成27年度には白鳥町長滝に新規就農者利用研修施設としまして郡上トマトの学校がJAめぐみのさんが事業主体となりまして整備されまして、28年度に1名、29年度に3名の研修生を受け入れております。各2年間の研修を修了した後は、市内で就農を開始される予定でございます。

29年度におきましても、農業次世代人材育成事業、旧の青年就農給付金でございまして、これを継続的に5名、さらに新規で1名、後継者就農給付金を3名、ハウス支援で5名を予定しております。今後も新規就農者、後継者の確保、育成を積極的に進めていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

（15番議員挙手）

○議長（渡辺友三君） 尾村忠雄君。

○15番（尾村忠雄君） ありがとうございます。農業の高齢化、後継者についてはまさに右肩下がりということでありまして、郡上市は特に地形的なこともあろうかと思っておりますけれども、やはり

売り上げを伸ばせる方法等を考えていかなければ、赤字がふえるばかりでは後継者不足は避けられないと思っております。

農業の高齢化の進む中、国の施策、また補助金等を含めて、若い世代の育成や地域による協力体制を強め、若い世代が生きがいを持ってできる農業の確立、それには小さな政策では農業にはだめだと思っております。メリットのある農業、農業経営を図ることが必要と考えますので、今後、よろしく願いをいたします。

次に、耕作放棄地の現状について質問をいたします。

農地といえば個人所有の土地である以上、所有者の意思で放棄することは自由であると考えております。ところが、農地を放棄されて問題となるのは、放棄された土地よりも、むしろ周辺の土地に影響が及んでしまうことでもあります。農地の管理は雑草や害虫の増加を抑えるためには、農地が広くなるほど、いわゆる農薬が不可欠となってきます。優良な作物を得る目的で使用するならば、いたし方ありませんが、耕作放棄地では雑草や害虫がふえ、周辺の農地に影響をもたらすことでもあります。こうしたことで、放棄地の現状、また対策についてお伺いをいたします。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

農林水産部長 下平典良君。

○農林水産部長（下平典良君） それでは、耕作放棄地等の状況と対策について御回答いたします。

議員御指摘のように、美しい田畑が広がる農山村の景観風景は貴重な資源でございまして、これを将来にわたり維持していくことは、「観光立市郡上」を推進する上でも大切なことだと認識しております。

それでは、耕作放棄地の状況ですが、統計調査の定義では、過去1年間作付されなかった農地というふうに定義されております。2015、平成17年の農林業センサスでは96.7ヘクタールとなっておりますが、この数値は対象農家が経営規模の大きい農家に限定されておるため、郡上市全体の状況に十分反映されておりませんので、毎年、生産調整等で使われております水田台帳システムにおきます数値を御報告させていただきます。

過去3年間の水田の台帳における作付地、自己保全ですが、郡上市全体の水田面積が約2,000ヘクタールございますが、そのうち、平成26年が407ヘクタール、平成27年が同じく407ヘクタール、平成28年が404ヘクタールと、ほぼ横ばいの状況でございました。こうした不作付地、耕作放棄地が増加しないように、郡上市では平成23年度から貸付等希望農地登録制度を開始しております。農業委員会へ提出される農地あっせん希望もデータ化しまして、新規就農者ですとか、希望拡大を検討している担い手農家とのマッチングにこの数値を活用しておるような状況でございます。

また、平成26年度より、国の制度として開始されました農地中間管理機構事業を活用しまして、集落単位でまとまった農地を担い手へ集積しております。これまでに66.4ヘクタールの農地が農地

中間管理権を設定いたしまして、担い手農家へ貸し出されました。あわせて、農地の受け手となる担い手農家や集落営農組織に対しましても必要な機械の導入ですとか、施設整備について国県補助事業を活用しながら支援を行っておりますし、今後も引き続きこうした制度を活用しまして、総合的な耕作放棄地対策を実施していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(15番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 尾村忠雄君。

○15番（尾村忠雄君） 先ほども申し上げましたけれども、農業従事者、また農家数が減少していく中、耕作放棄地は増大していくという現状であります。

昨年、我々産業建設常任委員会で視察をさせていただきました。この視察に行った兵庫県養父市において、平成26年5月に国家戦略特区に区域指定をされました。農業特区においては、政策過程でありました耕作放棄地等の生産農地への再生ということで農産物の付加価値を高めたということでもあります。また、この特区によって、農業委員会の合意により、土地の権利移動が市町村で行うということで、市町村で行うことによって早く移譲ができるということでもあります。こうして特区を得られたのは、広瀬市長のやる気があったからこそできたということでもありました。

また、ほかにも市外から多くの企業の方々も農業に参加をしておるということでもありますので、こういったことも考えながら農業の、先行く農業を心配されておる皆さん方も見えますので、御理解をいただきたいと思っております。

やはり現在、農業に従事している、頑張っている方々、若い人たちも含めて、次世代の農業を継続して行ってほしい、そういった施策をとっていくのが我々の努めだと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、集落営農であります。人・農地プランについてお伺いをいたします。

農業が厳しい状況に直面している中、持続可能で力強い農業を実現するために、基本となる人と農地の問題を一体的に解決していく必要があります。それにはそれぞれの地域において徹底的に話し合いを行い、地域が抱える人と農地の問題を解決するための未来の設計図となるのが人・農地プランであると理解しているところであります。

これはまさに郡上市においては、実践し、対応していただき、今後も取り組んでいかなければならない重要な事業であります。国の政策でもあるこの人・農地プラン、今までの成果と今後の方向性についてお伺いをいたします。

○議長（渡辺友三君） 農林水産部長 下平典良君。

○農林水産部長（下平典良君） それでは、人・農地プランの成果と今後の方向性についてお答えいたします。

人・農地プランですが、平成24年度から国の政策として始まった制度でございます。5年後、10

年後、地域や集落が抱える農業の課題、例えば高齢化ですとか、後継者不足といった人の問題、また不在地主の増加等に伴う不作耕作地の発生といった農地の問題に対して、そこに住んでいる地域の皆さんで話し合いながら解決策を見出すものでございます。

プランの進捗状況ですが、平成28年度末までに17地区で策定されております。具体的には八幡で1カ所、美並で5カ所、明宝で6カ所、和良で2カ所、北部方面では大和が1カ所、高鷲で2カ所ということになっております。

プランの成果といたしましては、全体で10名の方がこのプランにつけられまして新規就農なされたということで、新規就農給付金が受給されることになったということですので、あと66.4ヘクタールの農地集積がこのプランによって図られたということ。また、農地集積に伴う機構集積協力金というものがございまして、それが27年から28年度、合計で2,833万4,000円というものがその集落、貸し手、借り主のほうに支給されております。

そしてまた、認定農業者等への融資5年間無利子化が図られるわけですが、このプランに続けられますと、そういった方が7件——28年度ですが——等がございまして。

特に大和の下栗巣地区では、今後も安定的な農業を継続して、集落を守るために、法人だけではなく、法人化した組織で対応するということの共通理解が高まりまして、農家27名が出資しまして、平成27年10月に農事組合法人ファットリエ栗巣が設立されております。

また、プランを策定する過程の中で、集落住民と新規就農者を引き合わせたことによりまして、集落住民が新規就農者を認めて応援する気持ちが生まれまして、新規就農者は集落に溶け込もうとする地域行事に参加するなど、こういったことで地域のコミュニティの醸成にもつながっておりまして、このように考えております。

こうした結果を踏まえまして、今後も地域の特色や固有の課題を解決し、集落農家の合意による営農活動が継続されるよう、地域の特色を生かし地域の方が主体となった人・農地プランを作成できるように支援していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(15番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 尾村忠雄君。

○15番（尾村忠雄君） 集落営農につきましては、本当この人・農地プラン、素晴らしいことだなと、事業だなと思っております。

主にファットリエ栗巣の事業が表ざたされますけれども、やはりNPOとか、そういった法人格をとっていただき、そういったところが多くなっていくことによって農業も充実してくるのではないかなというようなことを思っております。それにはやっぱり新規就農の交付金等々を利用しながら、そういったことをやっていただきたいと思います。

また、金融機関等の融資、またJAとの連携等々を加味しながら振興を図っていただきた

いと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

こういったことにつきましては、本当にプロセスの中ではいろんな問題があろうかと思っておりますけれども、市としてのお力添えをいただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

先般、新聞によりますと、農業白書のことが新聞に載っておりました。この農業法人というのは若手の受け皿になるということでありまして。特に若い農業者には大きな役割を果たしておることであると思っておりますので、こういったことも皆さんに周知できるよう、よろしく願いをいたします。

それぞれ今まで頑張ってみえる方々、17の地区ですか、そういったことでやってみえます。これがかももっともっと大きくなって、郡上の農業を背負っていけるような体制づくりをよろしく願いしたいと思っております。

次に、米のブランド化についてお伺いをいたします。

新聞によりますと、全国各地といっても東北、北陸、中部が主でありますけれども、自治体の後押しを受けて、新銘柄米が続々と誕生しているということでありまして。背景には、消費者の米離れや2018年に国の生産調整、つまり減反施策の廃止と米価の維持が見通せないことがあるということでありまして。これは農家にとって生き残りをかけた熾烈な生産産地間競争、また消費者への猛アピールで米の戦国時代へと入っていくということでありまして。

こういったことに先駆けて、市では一昨年、農業振興大会においておいしい米コンテストを行ってきました。こういったことは、今後、稲作にとって大変重要なことと考えます。大きくは品種改良も必要と思っておりますが、市の考えをお伺いいたします。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

農林水産部長 下平典良君。

○農林水産部長（下平典良君） それでは、米のブランド化の取り扱いにつきましてお答え申し上げます。

議員御指摘のように、平成27年度から米価が下落する中で、郡上産米の品質向上とブランド化を図り、郡上産米の価格向上を目指すために郡上おいしい米コンテストを開催しております。平成27年度は市内76名、88点、平成28年度は62名、75点の応募があり、日本の米の食味値の標準が65点前後という中で、おいしい米は70から75点あればおいしいというふうに言われておりますが、こうした中で、出品された米の食味値の平均ですが、いずれも80点以上という非常に高いレベルでございました。

こうした上位入賞の中には、全国的に米コンテストにも参加され、1,000点近くが出品される中、上位40品に選抜されるなど、現在、著名な米問屋からも高値で取引がなされているような状況でございます。

また、市内各地で地域の特色を生かした、例えば棚田米ですとか、はざ干し米といった米につきましても、大和の旬菜館では玄米で1キログラム当たり410円という高値で販売されているような状況でございます。

そして、さらに米コンテストの開催に合わせまして、生産者の意識が高まりまして、平成28年8月に市内生産者35名が参加いたしまして、生産者と生産関係者、これ県と市とJAですが、連携しまして、今後さらなる郡上産米のブランド化を図り、品質の向上、価格の上昇を目指す郡上産米ブランド化研究会が発足しているような状況でございます。

なお、県単位におきます新銘柄米の開発につきましては、岐阜県では余り積極的に取り組まれているのが現状でございます。これまでも岐阜県のオリジナル品種の改良ですとか開発をしていただくように、機会あるごとに県に要望しておりますが、なかなか実現されていないのが現状でございます。こうした郡上市のブランド米化の取り組みも踏まえまして、今後も県へ新品種の開発等を提案してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(15番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 尾村忠雄君。

○15番（尾村忠雄君） ブランド米については、もちろん、安心・安全でかつおいしいお米を求める消費者のニーズは多様化をしてきております。消費者ニーズと生産者のブランド化の取り組みがうまく融合してこそ米の価格にも反映してブランド化が図られると考えます。また、県との連携も大切でありますので、よろしくお願いいたします。

また、県では5月30日の新聞でありますけれども、ブランド米とそこまでは行くかわかりませんが、**「はいごころ」**という品種を今研究をしておるということでもあります。この品種は、粘りが強く、冷めてもおいしく食べられるということでありまして、胚芽の大きさが通常品種より3倍ほど大きいということでもあります。これを試験的に昨年は高山、可児市、養老町で試験栽培をしたということでありまして、ことしは瑞穂、可児、瑞浪と養老町で試験的に栽培をするということでもあります。こういったことにも郡上市も手を挙げていただき、郡上市でもこういった試験栽培をして、おいしいお米につながればと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、農地改革についてお伺いをいたします。

この件につきましては、夢のような、また壮大な計画かもしれませんが、これが実現すれば、将来、また次世代にとってすばらしい農業につながっていけばと思っております。

さて、日本のルーツをたどれば、そもそも農耕民族であり、田畑を耕し、山では狩りをして、川では魚をとり、それを継続して生活してきた民族であります。これが現在の農林水産業を支えていると思っております。

さて、ここで言う農地改革といいますが、つまり、耕地整理であります。昭和40年から50年、当

時、郡上郡でありましたけれども、郡上郡内一円で耕地整理をしていただきましたが、それからほぼ半世紀がたとうとしております。ここで私は水田の集約化を提案したいと思っております。

郡上一円、ひいてはそうなれば理想であります。先ほども申し上げましたように、高低差もあるということでありまして、また地権者の合意も必要と考えます。例えば2反の水田があるとします。これを2つの水田、また3つの水田を1つに集約して、農業の効率化、収益化を得られないかという施策が必要と考えております。

今現在の農業については、水路の漏水、農道の改修等々、老朽化が進んでおり、国の補助金等で改良をしておりますが、まだまだであります。また、現在の農業機械については大型化となっております。こういったことを鑑み、効率のよい農業、収益の上がる農業、これが必要と考えますが、市長の御所見をお伺いしたいと思います。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思います。

いわゆる圃場整備についてでありますけれども、お話にありましたように、郡上市、かつての郡上郡内におきましては、昭和40年代、50年代あるいは若干60年代にかけて圃場整備が行われました。行われた結果であります。郡上市の場合、地形的な制約というようなものもございます。また、もちろん、所有者の区分の細分化といいますか、たくさんの所有者がおられるというようなことも手伝ったかと思っておりますけれども。

そういうようなことで一応の圃場整備はできましたけれども、今日、例えば私どもは岐阜県の南部のほうの海津市であるとか、ああいったところへ行ってみた場合の圃場の区画とはまた違う状態になっております。御指摘のように、今後、夢のある農業を推進していくために、必要なところについては今一層の圃場整備をするということも必要かというふうに思います。

これにつきましては、御指摘もありましたように、地形の問題あるいは所有者の問題、そして所有者の意向の問題、当然、受益者負担が生じてまいりますので、そうしたことも勘案をし、可能なところについてはいま一段のそうした圃場整備をするということも、郡上市の農業振興にとって必要な施策かというふうには認識をいたしております。今後、大いにそうした農家の御意向等も聞きながら対応してまいりたいというふうに思います。

（15番議員挙手）

○議長（渡辺友三君） 尾村忠雄君。

○15番（尾村忠雄君） ありがとうございます。こういった施策はなかなか難しいことだと考えますけれども、難しい難しいと言っておっては前に進むことができないと思っております。

耕地整理につきましては、国、県の事業におきましてもこういった補助金が出る政策もとられて

おるということでありますので、検討をしていただければと思っております。

また、少し話は変わりますが、郡上北高等学校の存続等の問題等々がありますけれども、この中で計画ではありますけれども、単位学科制ですか、こういったところにも農業のカリキュラムを入れていただければ、また農業について若い人たちが勉強して後を継いでいただける、そういったことも考えられるのではないかというようなことを思っております。

また、就農チャレンジ塾等々も開催をしていただき、農業の大切さ、つくっていかねければならぬ、そういったことを真に思い、お力添えをいただければと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

今般は農業全般についてお伺いしましたが、林業も含め、第一次産業が基本であり、大切にしながら、私の一般質問を終わらせていただきます。

丁寧な御答弁、本当にありがとうございました。

○議長（渡辺友三君） 以上で、尾村忠雄君の質問を終了いたします。

昼食のため暫時休憩をいたします。再開は午後1時を予定いたします。御苦労さまです。

(午前11時39分)

---

○議長（渡辺友三君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 0時59分)

---

○議長（渡辺友三君） ここで、商工観光部長より発言を求められておりますので許可いたします。

商工観光部長 福手均君。

○商工観光部長（福手 均君） 失礼いたします。午前中の武藤議員さんの質問に絡みまして、いわゆる食の祭典での入賞作品等のPRということでございましたけれども、こういった優勝作品を表に出した、こういったチラシをつくりまして1万部つくりまして、市内を中心にしてPRに努めておりますので、追加の御報告でございます。

以上です。

---

#### ◇ 美谷添 生 君

○議長（渡辺友三君） 18番 美谷添生君の質問を許可いたします。

18番 美谷添生君。

18番（美谷添 生君） それでは、議長より発言の許可をいただきましたので、ただいまより一般質問をさせていただきます。午後の眠たい時間ではありますが、眠たい人は寝ていただいても結構でございますので、よろしくお願いいたします。

今回、大きく2つの点を通告いたしておりますけれども、まず初めにエネルギー政策のほうから質問をさせていただきます。順番が逆になりますけれども、よろしく願いをいたします。

まず、エネルギー政策についてでありますけれども、自然エネルギーの活用というようなことで、私はたびたび質問をしてまいりました。郡上市にとって自然エネルギー、いわゆる再生可能エネルギーの活用は重要な課題であるということで、以前より議員有志で勉強会を重ねてきております。

昨年4月より一般家庭向け電力の小売が自由化され、全国に数百社の電力小売の新会社が設立をされたと聞いております。その中で自治体が関係する会社も十数社あることを知り、福岡県みやま市のみやまスマートエネルギー株式会社というところを視察をいたしてきました。

みやまスマートエネルギー株式会社は、地域の抱える課題解決とエネルギーの地産地消を目的としたみやま市が55%出資する電力の小売会社であります。市内に新しいビジネスを生み、雇用が生まれ、経済の地域内循環により地域が活性化するということを目指して運営されており、大変感心をして帰ってきたところであります。

そして、郡上市でも積極的に取り組んでいただくよう、地域新電力会社の調査、研究、そして先進地への職員の派遣、再生可能エネルギー利用の数値目標を定めるなど、エネルギー政策を総合的に考える担当を設けていただくよう、昨年度末に要望をしてきたところでございます。

今年度、新エネルギー政策を推進するため、商工課に担当部局を一本化されました。そこでお伺いをいたします。再生可能エネルギーの現況と今後の取り組みについて、担当部局のほうへお伺いをします。よろしくお願いいたします。

○議長（渡辺友三君） それでは、美谷添生君の質問に答弁を求めます。

商工観光部長 福手均君。

○商工観光部長（福手 均君） お答え申し上げます。

今の御質問、再生可能エネルギーの現況と今後の取り組み計画というふうに承知をいたしました。まず、現在の取り組み状況についてお答えをいたします。

まず、木質バイオマスエネルギー、これにつきましては、木質バイオマス熱利用として明宝温泉の湯屋館、そして明宝のデイサービスセンター、この公共施設に木質ボイラーを導入しております。また、太陽光エネルギーにつきましては、平成24年度から26年度に経済産業省の補助金に市で上乗せをする形で住宅用太陽光発電施設補助金を交付しまして、3年間で85件の補助金の交付を行いました。総額で約1,000万という実績でございます。そして、平成27年度には市の単独補助金で3件の補助金の交付を行いました。これは135万円でございます。

次に、太陽光発電の防災拠点への導入ということでございますけれども、平成26年度に道の駅の明宝、そして27年度にはやまと道の駅に防災対応型の太陽光発電システム、この設備が県事業として県営事業で設置、整備されております。

そして、小水力発電につきましては、平成25年度から28年度までの4年間、市民主体の研究会を設置して、郡上における小水力発電の可能性を調査してまいりました。これは今後も地域再生機構の協力を得まして市民研究会の支援を続けていく、そういう方針でございます。

また、農業水利施設を活用した小水力発電では、平成23年度、24年度の可能性調査を経まして、27年度及び28年度に石徹白において2基の発電を開始をしております。現在、白鳥町阿多岐の日面用水、そして干田野、そして明宝からの3地区で県が小水力発電設備の整備を進めておりまして、郡上市も必要な負担金を拠出をしております。

次に、今後の計画ということでございますけれども、目的としては持続的な循環型社会の構築ということでございます。全体の計画は、まず、木質バイオにつきましては、先ほど言いました……。失礼しました。木質燃料ストーブ、これは林業費のほうの予算ですけれども、ストーブにつきまして、そしてペレット、この購入の助成をしております。また、明宝温泉湯星館とデイサービス、ここに設置しました施設の検証と郡上産材の木質燃料供給の検討ということも進めてまいりたい。そして、太陽光につきましては、国の補助金制度が終わった後に1年間市のほうで単独で補助をしまして、現在は補助金制度を修了しておりますけれども、今後も国の動きを注視してまいりたいというふうに思います。

そして、小水力発電につきましては、県が進めている白鳥、日面、そして干田野、明宝からの事業を推進してまいるとともに、現在稼働している石徹白清流発電所の維持管理ももちろん行ってまいります。

最後に、メガソーラーの関係ですけれども、美並町で現在計画が進んでおります。こういった大規模な発電事業につきましては、市民の安全確保を最優先しまして、事業者が地元にしかりとした説明、協議を行うように指導しながら、市が関係する法令事務を行ってまいりたい、このように考えております。以上でございます。

(18番議員挙手)

○議長(渡辺友三君) 美谷添生君。

○18番(美谷添生君) ありがとうございます。木質バイオマスあるいは太陽光、小水力という形で現在も、それなりに利用をされて、また今後、この郡上の土地を生かして計画に協力をしていこうということで鋭意推進をいただくということございまして、ありがたく思うわけでございます。

そこで、昨年始まりました電力の自由化についてということがありますので、今年、先月、総務常任委員会におきまして、昨年、有志議員で行きました福岡県のみやま市とみやまスマートエネルギー会社の視察を再度させていただいたところでございます。この安価な電力の供給だけでなく、さまざまな市民サービスに取り組んでおられまして、昨年より、さらに充実した経営をしております。

した。そして、会社設立3年目ということでありまして、既に43人の雇用を実現され、これを売電収益で賄っていくというような説明でありまして、すばらしい取り組みであるというふうに感心をいたしました。

今回の視察には、市長の配慮によりまして理事兼総務部長と担当の職員に動向をいただきました。そこで理事兼総務部長の感想と御意見をお伺いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

理事兼総務部長 田中義久君。

○理事兼総務部長（田中義久君） それでは、ただいま美谷添議員さんのお話にありましたように、私も先月5月29日から31日までの3日間、市議会総務常任委員会の行政視察に同行させていただきました。ありがとうございました。

ただいまのテーマのみやま市に私も動向させていただきまして、実際、現地を見聞してきたものとしての率直な感想ということで述べさせていただきたいと思います。

事業の詳細ということは時間も費やしますので、できるだけ省きたいと思いますが。

日照時間が非常に長いという地域特性を生かして、太陽光発電の普及をこれ出発点とされまして、約10年少し前に合併された市ですけれども、この10年前の既に総合計画におきましてもこうした地域の再生可能エネルギー、これに係る取り組みというものを位置づけられまして、市の方針として、それをてこにして産業おこし、雇用促進、また福祉サービス等の地域づくりを展開すると、こういうふうな一点突破全面展開といえますか、こういうふうな手法をとられてやってみえるわけでございまして、その発想は極めて独自性が高い。それからまた、再生可能エネルギーによる環境保全を含め、この西原親さんというお名前でしたけど、みやま市長さんの高邁な理想といえますか、あるいは実証実験を重ねて、継続的にこの10年ほどの歩みをされてみえる取り組みには私も感心をしたこととございます。

それから、電力の自由化とか発送電分離など国が進めておられる最先端の政策を、地方、この市の現場でいち早く真正面から取り組まれているということは確かに先進的なことでありまして、魅力的なことだというふうに思いました。

特に説明に参加していただきました市長に招聘されて、現在、みやまスマートエネルギー株式会社の社長になられておられますパナソニック出身の磯部社長さんという方ですけど、ソフトな語り口の中に確固とした信念、確信がある感じがありまして、近未来の理想を語られると、そういうところに魅力的であり、そしてまた立派な人物であるなということはやっぱり確かに感じたところでございます。

社会的には、インターネットの事業もやっておられます。それから、お土産物屋さんとか、喫茶事業、そういうものも市から受けてやられておりますし、またHEMSという、いわゆるHome

Energy Management Systemという国のタブレットを全家庭に配布しまして、家庭内で電気のエネルギーの見える化というふうな事業をやっておられますので、それによってタブレットが3,000個ぐらい各家庭に配られていると。それを利用した、いわゆる見守りとか、買い物支援サービスとか、こういうこともひとつやっていこうとされているということでございました。

一方、私は率直に言えば、その地域電力等につきましては、おっしゃられる理念、また理想と現時点における到達点とはまだまだ開きが少しあるのではないかというふうには率直には感じたわけでありまして。特に電源調達の実際は、当面は市として九州電力の常時バックアップ電源というものに依存されておるわけでありまして、太陽光発電の買い取りにつきましても、これ当然国の買い取り制度に支えられております。

九州電力の送配電網によりまして、全体としてはその電力の供給あるいは調達と供給のシステムということの中に入っておるわけでありまして、現時点ではその意味では、いわゆる制度の手の関与というものがその一つの業務になっているような印象も受けたものでございます。

電力の地産ということにつきましては、先ほど福手部長から話があったとおりで、郡上市としても太陽光発電から、あるいは小水力、または木質バイオマス等におきましても、いろいろな取り組みを進めているわけでありまして、郡上市におきましても、やはりまずはこのみやま市でやっておられることに対しましては、我々がこの地産化、エネルギーの地産化ということによりまして、いわば地域におけるいわゆる経済の収支をよくしていくということでありまして、あるいは再生可能エネルギーのより多くの地産化、自力供給というものは大事だというふうに考えました。

最後に、市としては、今回、私も、また新たに新エネルギー担当に着任した小酒井主幹、商工課の中で一元化したわけですが、今般の視察に同行させていただいておりますので、しっかりと今回の視察を参考にして、電力の自由化や発送電分離に係る国県の方向や制度、あるいは事業、またいわゆるパワーシフトと言われる地域電力の動向というものをしっかりと把握して、こうした取り組みにつきましても研究を進めていきたいというふうに思っております。

現時点としてはそこまでありますので、よろしく願いいたします。

(18番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 美谷添生君。

○18番（美谷添生君） 大変ありがとうございました。さすがに視点をしっかりと持って、視察に参加をいただいたということで、敬意を表するところであります。

新電力会社の利益も大事でございますけれども、それによって市民サービスの向上ということにつないでいくというようなことで、また地域の新しい財源を生むというようなことについても大きな期待が持てる事業であるというふうに私も思っておりますので、今後とも御研究をお願いしたいと思います。

さて、ここで郡上でも民間で地域電力会社の設立に向けた動きが始まっております。先月も講演会が開催をされまして、いよいよ郡上でもかという状況になってきたと思います。電気は一般生活をする上ではもうなくてはならないという、水と同様のような公共性があるというふうになってまいりましたので、何らかの形でこれは公がかかわって、市民の協力のもとに運営をされることが望ましいと考えております。この財源確保と市民サービス向上のため、役立つといたしますか、その可能性が大きなものがありますので、真剣に検討をしていただきたいというふうにお願いをいたします。

なお、最近の状況でございますけれども、この視察をしてきましたスマートエネルギー株式会社の磯部社長は、我々が視察した次の日、5月31日ですけれども、この中部を訪問されまして、複数の首長の方と会われたというふうにお聞きをいたしました。そして、その中には興味を示され、乗り気の首長もおられたというふうにお聞きをいたしました。

視察のときに機会があれば、縁があつて2回も来ていただいたこともあり、郡上へも機会があれば行きたいと、行ってもよいというようなお話をしてみえたので、ぜひとも市長にはお会いをいただいて、いろいろとお話をされることを、そういう機会がありましたらよろしく願いをしていきたいと思っております。

それでは、以上でエネルギーのことにつきましては一旦置きまして。

次に、観光立市関係の質問をさせていただきます。

市では、観光立市というのを掲げてさまざまな事業を計画されております。中でも宿泊は観光客を受け入れる重要な要件でもあり、郡上市はかなりの多くの観光客に来ていただいておりますが、宿泊客が少ないということが一つのネックとなっておるというふうに思われます。この宿泊客の増泊化を図るという面から、いろいろ施策を打っていただいておりますが、市内の宿泊施設は比較的小規模なところが多く、現代のニーズに合った改修が必要などころも少ないないというふうに思われます。

昨年の一般質問で宿泊施設に対する思い切った支援策を実施をいただきたいというような提案をしておるところであります。今年度、宿泊施設改修支援事業が創設をされました。この時期に大變的を射た政策であると思っております。つきましては、この事業の概要と周知の方法、利用状況についてお伺いをいたします。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

商工観光部長 福手均君。

○商工観光部長（福手 均君） それでは、お答え申し上げます。

宿泊改修等支援事業の周知方法にまずついてでございます。

これは、市の広報5月号に掲載、そしてもちろん、市のホームページ、各課からのお知らせとい

うことで掲載をしております。また、市内の各宿泊事業者約140軒ですが、これは公の施設を除いた140軒です。ここに概要を記したチラシを郵送しました。いわゆるDMということです。そして、商工会の会報誌にも掲載して、もちろん、経営指導員も中身を把握しておってくれまして、ふだんの経営指導で事柄を話をしているということです。そして、市のほうから、いわゆる出前説明といえますか、旅館組合等の会議に出席して説明を行いました。各地域の観光協会の総会等でも私もPRもしております。

こういったことが周知方法でありますし。一つ、いわゆる関連情報としまして一部の金融機関ですけれども、この事業の補助金を受けると決定したところを、それを条件にしまして金融機関独自の別枠の支援ローン、あるいはつなぎ融資といひまして、つなぎ資金といひまして、これがもらえるまでの一時的な融資、そういった金融商品も準備されておるといことがございますので、御報告でございます。

そして、現在の申請状況は8件の申請がございました。そのうち4件は、5月末に審査会を開きまして、内容を審査し、交付決定を出しております。決定した4件の内容といひますのは、大まかに言ひましてコテージの新築が1件ございました。また、既に営業しているコテージの玄関の改修あるいはバーベキューハウスの改修、そして露天風呂の改修、そういったものがございましたし、あとは宿泊予約システムを導入したいと、そういうところもありましたので、これについては既に補助を決定して実施をしております。

この4件の地域別に関しましては、八幡が1件、高鷲が3件と、そういうことでございました。

また、残り4件につきましては、7月の頭、7月初旬に審査会を行う予定でありまして、ここには明宝あるいは白鳥の宿泊施設も入っております。こういった現状でございます。

また、問い合わせも日々観光課のほうに入っております。現在、二十数件来ております。中身としましては、申請書の書き方ですとか、あるいはその施設が予定している改修が補助対象になるかどうか、そういったお問い合わせがほとんどという、そういう状況でございますので、まず動き出しているということでございますので、回答です。

以上です。

(18番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 美谷添生君。

○18番（美谷添生君） ありがとうございます。既にこの利用がされているということで、ある程度安心はしておりますけれども、まだまだ所期の目的にはほど遠いというふうに思いますし、この予算が足りなくなるようないくらか推進をしていただきたい。そして、一日も早い施設改修がされまして、観光客のニーズに合った宿泊所ができますことの推進をお願いしております。

それでは、あとホストタウン誘致ということですが、その前にスポーツもまた観光の重要

な要素であります。市には、白鳥の合併記念公園を初め、グラウンド、体育館等が数多くあり、スポーツ合宿、それぞれの各種大会等の開催などに大いに利用されており、施設の周知についても計画的に実施をされており、今後、これらを利用した観光振興が期待されております。

国では、2019年のラグビーのワールドカップ、2020年のオリンピック・パラリンピックという国家的な一大イベントに向けての準備が進められておりますが、郡上市でも2019年のラグビーワールドカップでの合宿候補地として取り組むとともに、吠高原のグラウンドの芝生化を実施し、今年はクラブハウスの建設を計画されております。先般はアメリカだったと思いますけれども、会場の視察もあったと聞いております。

そこで、ラグビーのワールドカップの合宿候補地としての利用の可能性と現状はどうなっているのかと。また、どのようなアタックをしていかれているのかという点について、まずお聞きをいたしたいと思います。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

教育次長 細川竜弥君。

○教育次長（細川竜弥君） それでは、ラグビーワールドカップ誘致の進捗状況等についてお答えをさせていただきますと思います。

2019ラグビーワールドカップにおきましては、視察、それから説明会を通じまして郡上市での公認キャンプ地誘致の可能性が見えてまいりましたので、昨年でございます平成28年の12月に正式に公認キャンプ地に応募と申しますか、立候補をさせていただいたということでございます。

ことしの3月31日に組織委員会のほうから書類審査の結果、実地、これは現地での審査ということですが、実地審査が適当と判断される旨の通知がございまして、ことし4月24日でございます。宿泊施設、練習グラウンド、これはもちろん吠高原のスポーツ広場でございます。それから、宿泊予定施設、それから練習グラウンド、それから屋内運動場あるいはジム、それからプール、こういったものの実地調査が行われたということでございます。

組織委員会の見解では、各施設が自然に恵まれまして、地元関連業者との連携もうまくとれており、ラグビー歓迎ムードは評価を得ましたが、一方で課題としまして、ラグビーワールドカップ国際競技会のほうからは最近宿泊施設の質の要求が高まっております、例えばヒルトンホテル級とかというような、そういうことが示されまして、今後はこれは調査をしますその組織でございますが、ラグビーワールドカップリミテッドの判断に委ねることになります。この調査がもう間もなくでございますが、6月の下旬から7月の下旬に追加審査ということで行われまして、公認キャンプ地の選定の決定がされるという連絡がございました。

ここで公認候補地として決定されますと、秋ごろから組織委員会によりますチーム、これは国です。外国への情報提供をなされまして、チームによりましてまた現地を今度は視察をされると。そ

して、希望地の選択が始まるということでございます。ただし、ここで選定決定に至らなかった場合は、その時点でこのプロセスは終了いたしますが、ただ、終了いたしましても公認チームキャンプ地としては認められなくなりますけれども、例えば事前チームキャンプ地として独自にチームと直接交渉をするという手段はまだ残されております。

現時点では、今後開催の2020年東京オリンピック・パラリンピック合宿誘致も視野に入れまして誘致活動を進めていきたいといふふうに考えております。

(18番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 美谷添生君。

○18番（美谷添 生君） ありがとうございます。着々と準備をいただいておりますが、まだ決定に至らないし、予断は許さない。この合宿地にされるといいますか、サッカーのワールドカップが韓国と共催で行われましたときに話題になりました九州の中津江村というところが非常に、あそこはカメルーンだったかと思っておりますけれども、そういう国、聞いたこともないようなところとやっぱり一つのつながりができまして、非常に話題になったことを思い出しております。

そこで、このホストタウンの誘致ということでもありますけれども、まさにそのことによく似た話でありまして、御存じのこととは思いますが、ホストタウンというのは2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向け、スポーツ立国、グローバル化の推進、地域の活性化、観光振興等に資する観点から、参加国、参加地域との人的、経済的、文化的な相互交流を図る地方公共団体のことであるというふうに言われておりまして、国が登録をして全国各地にこのホストタウンというところをつくっていかうということのようでありまして、これには地方財政措置として特別交付税措置、地方債措置というのがあるというふう聞いております。

そこで、平成27年より登録の申請が開始され、昨年の三次登録までに全国で138件の登録がされたと報告されております。ちなみに、岐阜県では第一次で県と高山市、下呂市が、また第三次で岐阜市、各務原市が登録をされておるといふふうになっておりまして、今年度も登録の受け付けがあるという予定があるというふう聞いておりますので、「観光立市」を掲げている郡上市としては、このホストタウンの登録に申請をしていくべきではなかろうかと私は思っておりますが、市長の御見解をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 今お話がございましたように、この東京オリンピック・パラリンピックに際して、日本を訪れられる外国の選手あるいはその国の応援団あるいは観光客といったような方と、特に事前の合宿地等を核にしてさまざまな交流をする、そういう交流を持ちたいというところはこ

のホストタウンということで登録をすれば、ただいま申し上げられましたような国の特別交付税措置とか、地方債の返済に対する措置があるということでございます。

結論的には、私ども郡上市もそうした可能性を探ってまいりたいというふうに思っております。第何次かに分けて今その申請を受け付けておまして、最終的には来年の7月31日と。平成30年の7月31日までというふうなになっているというふうにお聞きをいたしております。

いずれにしろ、どこかのそうした国のチームとの交流を通じてそういうホストタウンというような形になるとすれば、やはりどの競技、そしてどこの競技場といたしますか、施設を中心にしてそうした関係を結んでいくかということになります。

そういうことで、郡上市としてはただいま話題になっておりました吠高原のグラウンド等がございますし、そのほか合併記念公園であったり、今芝生化を予定しております美並のまん真ん中広場であったりという、そういうグラウンド系統の施設、あるいは屋内施設としては市のスポーツセンターあるいは大和の総合センター、そうしたところもあるわけございまして、そうした屋内施設を使うスポーツの種目というものも考えられます。

そういうことで検討をしてみたいというふうに思っておりますが、今、当面、先ほど来話題になっております2019ラグビーのワールドカップの事前合宿地、これの日本の組織委員会のぜひ公認キャンプ候補地という形の公認を得られるよう注力しておりますので、そうしたものを並行的に進めながら、そうした可能性も探ってまいりたいというふうに思っています。

(18番議員挙手)

○議長(渡辺友三君) 美谷添生君。

○18番(美谷添生君) ありがとうございます。基本的にはこのことに取り組んでいこうという答弁であったというふうに受けとめております。

いずれにしましても、東京オリンピック・パラリンピックにつきましては、開催が決まっている、日時が決まっているわけですので、それを過ぎてからなろうと思ったって、これは手おくれでありますので、やはりそういうことから今後のその期間が過ぎても関係を持っていけるような取り組みとして、どこの国が適当かというようなことは郡上市のほうでそれを選べるわけではないかもしれませんが、いずれのところとの関係ができたとしても、それはそこにはまたその土地のよさ、そしてそこに住む人たちの思いというのは世界中どこにでも熱い思いの人たちが住んでおるわけですので、そういうところと交流を持ちながら、また観光立市として多くの外国の人たち、そして国内の人たちに訪れていただけるような、そんな地域づくりをお願いをいたしまして、質問を終わりたいと思います。

ありがとうございます。

○議長(渡辺友三君) 以上で、美谷添生君の質問を終了いたします。

---

◇ 兼 山 悌 孝 君

○議長（渡辺友三君） 続きまして、9番 兼山悌孝君の質問を許可いたします。

9番 兼山悌孝君。

○9番（兼山悌孝君） それでは、議長の発言の許可をいただきまして、一般質問を行いたいと思います。

私の質問は、大きく1つで、細かくは2つなんでしょうございますが、市民等からの御意見や苦情の対応についてということで質問をいたしたいと思います。

この質問を思いつく——思いつくと言ったらおかしいですけども、それに至ったのは、4月の中旬過ぎでしたかね、テレビを見ておりましたら、愛知県のとある市ですけども、消防団がポンプ操法の研修ですかね、その帰りに消防車に乗ってうどん屋へ寄ったと。7人が。そしたら、そのある人から写真つきでクレームがあって、それがメディアのほうにも同じように行ったということで、新聞に取り上げられて大きな問題になって、今ではネットでそれこそ「消防車うどん屋事件」と、検索するとそういうふうに出ておりますが、本当にけんけんごうごうとその中で叩かれておるんですけども。

その当局側の答弁としては、以前より議論があった中で、誤解を生まないような配慮をしてほしいと。要は、個人的な交通手段として消防車を使ったというようなことを誤解をされんように配慮するようにしてあったと。もう一つは、その答弁の中に、消防団員がそういうところへ出入りすることによって不快に思う人がある、そういうコメントもあったそうなんです。

郡上市でない市ですので、そのことに関して個人的に思うことがあるんですけども、その対応を見ながらふと思ったことがあるんですけども、それは行政に携わる者というのは、私たち議員もそうですけども、あるいは本当に隅から隅までどんな人もやっぱりいろんなところでいろんな立場で市民の人あるいはほか市民以外の人からでもいろんな御意見や苦情はあると思うんです。その種類というのはやっぱり、例えば自治六法に書き切れんくらい、あるいは同じくらいそういうのがあるんじゃないかと思うんです。これはどこが答弁したらいいんですかって聞かれたので、いや、それは僕も聞きたいぐらいやと。答弁者もわからんぐらいいろんなところのいろんな範囲にわたる問題だと思うんですけども。

ただ、これを思ったのは、どこでどんなその対応を処理されるにしても、コミットによっては働く人たちのモチベーションがなくなってしまうようなことになりはせんかという思いなんです。

例えばこの消防のことに関してもいろんな意見があったんですけども、その中で、だめやという人の中にはやっぱり、そんなもの飲食店にとまったらそこに何かあったと思われるという人もありましたし、あるいはお店の人からはやっぱりそれは入ってほしくはないと、そういう服着て、

そういう車ではという意見もあったんですが、ほかにはほとんどがボランティアでやっている職種なんやと、消防団は。生業を抑えてやっとするのに、自分の生活の仕事ですね、抑えてやっとするのにそこまで言われるかいと。あるいは、この消防団がどんどんどん入団者が減っていくときに、そんな理解されんようなことでやっとなれんわいという意見もありました。

外国によっては、例えば警察の制服とか、あるいは消防の制服を見ると差し入れまであるような国もあるんですね。らしいです。それにつけ、日本というのは何という国やと。こんな国に成り下がってしまったんかいというような意見もありました。私もそういうことに関しては共鳴できる場所もあるんですけども。

ただ、その分団長さんが言われたんですね。当日は、その後の都合もあってやむなしにそこへ入ったけれども、軽率であったという答弁をされたそうなんです。そうすると、今度は、そんな次の都合まで考えずに組むほうがおかしいんやろう。消防団が悪いんやないのやないか。あるいは何か問題のような取り上げ方をするメディアにも問題があるんやないかと、そこまで言われる意見もありました。

たったそれだけのことがここまで盛り上がるんですけども、先ほど言いましたように、やはり対処の仕方によっては現場で働く人たちが一生懸命働いておるが、多分、上司になると思うんですけども、その対応によって、本当に苦労も報われんならやっとなれんなという気持ちになりはしないかと思って、じゃ、郡上市はどうなんだろうなという思いからお聞きするんですが、市長公室さんやったかな、答弁お願いします。いかがに対応されておるか。

○議長（渡辺友三君） 兼山悌孝の質問に答弁を求めます。

市長公室長 三島哲也君。

○市長公室長（三島哲也君） 兼山議員のただいまの質問に対してお答えしたいと思います。

まず、市に対する意見や提案について対応している部署でございますけれども、基本的には市長公室の秘書広報課でまず対応させていただきます。

それから、意見であるとか提案の中のそんなところについて、それが苦情であるとか、提案、そういうのは特段分けて対応しとると、そういう対応はしておりませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

それで、どういうふうにして意見等を苦情も含めて聴取しとるかという手段でございますけど、これにつきましては、面談すること、それから電話での問い合わせもありますし、意見もあります。それから手紙、それからメール、市のホームページへの投稿があります。それから、意見聴取としましては広聴事業がありますので、そういったところの意見を聴取したということもございます。

そのほかとしまして、各課や各部のほうに直接訪問されて、あるいは電話等で問い合わせやら意見を述べられる方も見えますので、そういったところも実態としては対応してることもございます。

じゃ、それではどういうふうな市は対応をしとるかというところでございますけど。

ちなみに、28年度の今の問い合わせ等の実績でございますけど、電子メールでの問い合わせが121件ございました。それから、市政への提案というのが11件。それから、市長とのふれあい懇談会は7地域ということになりますし、ふれあい座談会については2件やっております。そのほかの市政モニターというのがありますので、モニターからのというところでは32件のモニターからの意見聴取もございました。

その折の市としての対応でございますけど、まず意見等につきまして秘書広報課のほうでよく内容のほうを聴取しまして、その後、関係する所管の課や部署に連絡をさせていただきます。それを受けまして、その所管課のところでもさらに詳しい内容の確認、それから調査をします。それで、その後でございますけど、その結果について相手方の連絡先がわかっておれば、相手方にもその対応について連絡、回答しますし、秘書広報課のほうにもどういう対応とったかということ報告させてもらっております。

ただ、苦情というふうに思われるものについては、匿名といいますか、名前を名乗らない方も多いたくありますので、そういったところについては相手の連絡先わかりませんので、そういったところについてはその回答をできないということがございます。

しかし、そういった場合でありましても、その内容等についてはよく関係部署のほうに連絡して、内容が対応できるものがある。あるいは調整できるものがあれば、そういったところについては適正な対応をしていきたいというふうに思っております。

事例等も言ったほうが、こんな例があったということも言ったほうがいいですか。

具体的なことで問い合わせ、意見としての一例でございますけど、これはホームページ等から意見であったものでございますけど、市役所の前にコンビニがありまして、コンビニへ行く際に愛宕の駐車場から道路を直接横断して行くという、そういうことが見られるということで、すぐちょっと行けば信号があって横断歩道があるのに、それはいかがなものかということの意見がございましたので、うちのほうとしましてはサービスに関するということで、人事課のほうへ連絡しまして、そういった実態調査をさせてもらいまして、そういった事例も見受けられるということがございましたので、全職員に対して交通規範遵守、そういったものを通知しまして注意喚起をさせてもらっております。

こういったところで、よく意見等についてはサービスに関する事、あるいは政策に関する事、あらゆるところにつきましては各担当部署のほうに連絡して、そのように適切な対応ができるということを注意してやっているつもりでございますので、よろしく申し上げます。

(9番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 兼山悌孝君。

○9番（兼山悌孝君） ありがとうございます。先ほど言われたように、苦情と意見というのは別にこれから苦情を言うぞと言うなら苦情として受けれるんですけども、えてして苦情と意見というのはそうはっきり境目がないことでもありますのであれなんですけれども。

そこへ広報課まで上がってくる順路というのは大体決まっておるんですか。例えば高鷲の振興事務所の中にこんな意見があったというのが、そこまで来るという道筋というのはつけてあるんですか。

○議長（渡辺友三君） 市長公室長 三島哲也。

○市長公室長（三島哲也君） 順序としましては、各振興事務所を通しての意見もございますし、先ほど説明させていただきましたけど、電子メールで直接市のほうへ意見が届くと、そういったことがありますね。いろんなところからそういった意見は届くようになっております。

（9番議員挙手）

○議長（渡辺友三君） 兼山悌孝君。

○9番（兼山悌孝君） ありがとうございます。皆さん多分経験があると思うんですけども、私も言っといたけれども、何の返事もないし、どうなってるんやなんていうやつもたまにはあるんですよね。その後、ほんならもう一回僕確かめてみますということにはなるんですけども、そういう面から見ると全部が全部上へ上げるんか、あるいは何った職員の中でそれは消化し切っておるのか、そういう面もあると思うんです。本当に雲をつかむようななどえらいようなケースがあって、そこで適切に皆さんが対応していくという、私たちもそうなんですけれども、中でやっていかないかんとということで、責任が全部が全部完璧というわけでもない、自分にあるということなんですけれども。多分、本当にいろんなところで、例えば学校の問題にしろ、教育関係にしろ、あるいは病院関係にしろ、道路建設関係にしろ、本当にいろんなところでいろんな問題があるんですよね。私もそれは知っておるんですけども、とにかく現場で働いている人が本当に一生懸命やっとするのに、ちっとも上司の答弁でやる気も何もなくなったわい、あほらしゅうなったわいということのないように、その問題を扱う中で職員の現場の人たちの意見も酌み取って対応していただいたと思いますので、よろしく願いいたします。

それであと、「因みに」というところに移るんですけど、ちなみに郡上市は消防団がそういうケースになったときにどう対応されるのか、「積載車」っ書いておるんですけど、大きくは消防車ですね。消防車でお願いしたいと思いますが、どういうふうにされるか、お聞きします。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

消防長 桑原正明君。

○消防長（桑原正明君） 消防団の消防車の使用についてお答えさせていただきます。

消防団の車両は、災害活動とか、各種訓練、それから行事等の消防活動に使用していますけれど

も、飲食店への立ち寄りについては、方面隊で次のように周知を現在しております。

市内で訓練や行事等に参加、これらは市内ですけど、参加する場合は、消防車両での立ち寄りはない。飲食をする場合は、詰所に戻ってから着がえていく。それからまた、訓練等で市外に出向しているような場合は、立ち寄る場合もあるが、活動服の上着は脱いで入店するというようなものです。

この市外での訓練については、県の消防操法大会に係る訓練がありまして、消防学校での短期入校、これ、各務原市になります。それから、中濃ブロックの操法合同訓練が関市であります。それから、県操法大会での会場での事前訓練、これはその開催地になりますけれども、こういったところに参加しますので、出発してから帰るまでにほぼ丸一日かかるような場合があります。ということで、こういう対応をとっておるということです。

参考としまして、近隣の市の対応についてですが、ほとんどの市がやっぱり飲食店への立ち寄りは認めていませんが、やむを得ない場合はコンビニへの立ち寄りは認めているというようなことでした。それから、また一部の市では、訓練等で昼をまたぐ場合があるために飲食店への立ち寄りは認めているというところもありました。

郡上市の今後の対応としましては、消防団車両の飲食店への立ち寄りは、今までどおり、原則として行わないこととしますが、訓練等で市外へ出向している場合なんかは、必要に応じて方面隊の幹部の判断で柔軟に対応していただきたいというふうに考えています。よろしくお願いします。

(9番議員挙手)

○議長(渡辺友三君) 兼山悌孝君。

○9番(兼山悌孝君) ありがとうございます。テレビ番組でも取り上げられたし、ネットでもあるんですけども、7割ぐらいの人がそんなもんいいやないかと。コンビニ寄ることも、それから御飯寄るのもいいやないかと。じゃ、警察の人はどこも寄っていかんのかというようなこともありましたし。

クレームによって、先ほどちらっと言いましたけれども、救急車、この交差点は通ってくれるなというところで、その交差点を通らないようなまちがあったり、あるいは病院の食堂とか、販売店に「救急車の隊員が業務の日程の中でそこで買い物したりなんかすることがあるけれども、あしからず、お願いします」というような、そんなビラまで張っておるようなところもあるみたいなんです。そこまでせないかんのかなというところもあるんですね。強気に出んならんとところは本当にやらんなんことはやらんなんし、やっとするものは認めてもらわないかんというんで。

誤解のないようにというのは、やっぱりいろんな情報をいろんなところで出していかないかんし、そういう場をつくっていかないかんというのは、先ほど市長公室長の説明の中にもあったとおりでと思うんですけども。ただ、どんだけ情報を発信してもその情報を拾ってもらえない人、あるいは

は非理解者というんですかね、そういう人というのは絶対あるんですね。理想としては、それは双方向で理解し合うのが理想やと思うんですけども、それパーフェクトはないと思うんです。まず、そういう面で困ったもんやなと思うんですけども。副市長さんか、市長さん、どなたか、どう思われるか、ちょっと失礼ですけど、いかがでしょうか。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

副市長 青木修君。

○副市長（青木 修君） 今、御質問があった、例えば消防団の件ですけども、基本的に、まず消防団の活動に取り組んでおっていただく団員の皆さんですね。それは市民の皆さんの生命であったり、あるいは財産であったり、安全を守るという非常に崇高な使命を帯びて、しかもふだんのお仕事をしながらということですから、まずそこをきちんと市民の皆さんに理解をしていただきたいというふうに思います。

先ほど例えば飲食店どうのという問題については、これは消防長が答弁したとおりでと思いますけれども、例えば飲み水が必要であったり、あるいは用を足すということがあったり、あるいは時間と場所によっては飲食店に立ち寄りなければならぬことは当然起こり得ますので、そういったときには幹部の判断で柔軟に対応することが大事だろうというふうに思っております。

また、市役所の職員も、私はできるだけ現場で市民の皆さんの状況を見ながら、事業の推進状況を把握したり、あるいはこれからの施策に生かしてもらうようにということで、極力、現地現場へ行くように進めております。ですから、そういった場合に、作業服で出ていく場合もありますし、それで出ていく場合もありますけれども、きちんとした職務の上でやっているということについて、できるだけ現場の皆さん方と交流することを大事にしたいというふうに思っておりますから、そういう意味で市役所の職員がここでうろうろしとるといような、そういう見方ではなく、何のために来ておるのかわかっていただくようなこちらも努力をしたいと思っておりますし、そういう御理解もしていただきたいというふうに思っております。

（9番議員挙手）

○議長（渡辺友三君） 兼山悌孝君。

○9番（兼山悌孝君） ありがとうございます。僕の質問の仕方も悪かったのかもしれませんが、職務中にどこどこへ寄る寄らんばかりじゃなしに、いろんな意見あるいはクレームですね。例えば、これ言っているかわかりませんが、無記名であって、お見せしたこともあるんですけども、議員の中には封書で来た中には、学校通信が町内の仕事として配られるんやけど、こんなもん、うちは子どもおらんに何でそんなもん配らんなんというのが、その議員の中に来たこともあるんですよ。いろんな苦情があるんですけども、その場合は無記名でしたので相手にもしませんでしたけれども、そんなようなことも含めてですけども、もし市長さんあったら、ひとつお願

いします。

○議長（渡辺友三君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思いますが。

人の感じ方というのはいろいろあると思うんですね。それで、ちょうど今のお話に似たような話がこの間、たまたま新聞の声欄でしたね、を見ておりましたら、ある方がお葬式に出られて、黒い服で、黒いネクタイを締めて、葬儀の帰り道におすし屋さんへ寄ったと。そしたら、大変、そのおすし屋さんの御主人の機嫌が悪くて、入ってくるなど言わんばかりで、しかしすしを食べて出たら、すし屋の御主人が若い店員に塩まいとけと言われたということで、それが果たして葬儀の帰りにおすし屋さん寄ってはいけないんでしょうかと、こういうような話で話題が出ておりました。

ある人は、いや、やはり黒いネクタイを着て葬儀帰りということは、周りの人に非常にいろんな思いをさせるということから、そういう経験をした人の意見欄もありました。例えば、親族が死にそうになって亡くなられそうになって病院かけつけるときに、電車に乗っていたら一団の黒いネクタイをしてお葬式かなんかに出られるかお帰りかの方々がどどーっと入ってこられたんで、とても一緒におれる気持ちになれなくて隣の車両へ移ったとか、そういう人はいろんなことを受けとめるときに、いろんな個々の事情ということもございます。

ですから、例えばこの例で言うと、私どもも例えば葬儀の帰りにやたくたと寄り道するものでないと。人のうち寄ってはいけないということは、むしろ、そういう葬儀に出席する者のマナーとしてそういうことも言われていたと思いますし。

それから、そのことに関連して、いや、そういうことがある場合は、私はいろんなことがあるときは、その葬儀場へ行く途次、あるいは帰る途次には、そういう周りの人に気を使わせないように黒いネクタイは外して移動をしますという方もいらっしゃるというようなことで、やはりこれはもちろん双方に気遣いをしなきゃいけないことでありますし、また一方、そういう葬儀に出られた方という方を何か忌まわしい者のように見るということ自体が、例えば死は忌むべきもの、汚れのあるものみたいな感じで見るということもこれまた間違いではないか。こういうようないろんな議論がございました。

私もやはりそういう意味で、受けとめる側あるいはまたそれを実際に、じゃ、喪服を着る側と、双方にそれなりのやっぱり心遣いがあってもいいということは思います。

そういうことにも関連する微妙な問題ですが、私は今回の消防団の件については、これがわざわざ消防服、消防自動車のままだどこかへ食べに行っただと。あるいは、論外ですけれども、酒飲みに行っただなんていう話はまた論外だと思いますけれども、どこかへの出先へ行った帰りに、ちょうどお昼時になって、食事にうどん屋へ入ったと、あるいはトイレにトイレ休憩をしたというようなときに、消防団の皆さんが社会の人たちに遠慮をしなきゃならないような社会であってはならないとい

うふうに思います。

当然、消防自動車には訓練中かなんとかという旗も多分立てて、そして移動をしているというふうに思いますし、私はそういう真に必要なときには堂々と、私は先ほど上着を脱いでいくようにという指導をしていると。それも一つの、消防団の側からすると一つの心遣いかもしれませんが、本来ならば別にその制服、その制服は本当に崇高な任務を果たすための制服でありますから、本来ならば誇るべき制服であり、また市民の皆さんは感謝すべき制服であるというふうに思います。そんな意味で、むしろ、そういう真に必要なことがあったときに立ち寄ったような場合には、どうぞひとつ市民の皆さんは温かい目で、むしろ感謝の目で見えていただきたい。消防団の皆さんは堂々とうどんを食べていただきたいというふうに思います。

(9番議員挙手)

○議長(渡辺友三君) 兼山悌孝君。

○9番(兼山悌孝君) ありがとうございます。本当に今、クレーム社会と言うとおかしいんですけど、いろんな意見がいろんなところで発せられるような社会になったんですけれども、思ってみると、そこにフィルターがなしに直に飛んでいってしまうような社会になったのではないかと思うんです。そうすれば、やっぱり対処の仕方というのは昔と同じような対処の仕方ではまたダメじゃないかと思うんですけれども、いずれにしても適切に対処していただいて、例えば学校の先生が生徒のためによかれと思ってたたくけれども、ある部分で後からお叱りを受けた。どうも済みませんでしたって謝ることはいいんですけども、ほやけども、その中で一生懸命やっとな人たちの努力を無にしてしまうような答弁をされるとか、あるいは病院へ行ったら病院でお医者さんがこんなこと言われたと言って怒られた。「どうも済みませんでした。今後こんなことないようにします」とか言って対処することはいいけれども、そこに一生懸命やっておられる人たちの努力を無にしてしまうようなことのないような対応をしていただくことをお願いしまして、時間ちょっと余りましたけれども、終わりたいと思います。

ありがとうございます。

○議長(渡辺友三君) 以上で、兼山悌孝君の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩といたします。再開は2時20分を予定いたします。

(午後 2時09分)

---

○議長(渡辺友三君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 2時20分)

---

◇ 野田勝彦君

○議長（渡辺友三君） 4番 野田勝彦君の質問を許可いたします。

4番 野田勝彦君。

○4番（野田勝彦君） 日本共産党、野田勝彦でございます。議長の許可をいただきましたので、3項目にわたって質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

第1点目は、市有あるいは市営の公営住宅の現状についてということであります。

市にはたくさんの公共の施設を抱えておりますが、この管理計画の中にこの内容や詳細や今後の対応だったり明らかにされておりますので大いに参考になったところではありますが、ただ、余りにも膨大なこの施設があるがゆえに、住宅についての部分だけでいいかと、若干記述が少ないといえますか、十分わかり切らないところがありますので、この住宅について若干質問をさせていただきますと思います。

実は、先ほど9番議員さんもおっしゃったんですが、市民からのいろんな声が届いていると。1年間合計すれば結構な数になるかと思いますが、私も実は入居者の方から、大変住宅が古くなって、何か支障が出てきて困ると。特に冬場のすきま風には往生こいとるが、何とか直してもらえんかしらなんていうことを聞いたことがあります。一遍部署ともあるいは質問などしながら対応してみましようとお話しておいたんですが。

最初にお聞きしたいのは、そういう入所者などからの住宅に関する質問といえますか、苦情といえますか、声などはほかにもあるでしょうか。まずこれからお尋ねしたいんですが。お願いします。

○議長（渡辺友三君） 野田勝彦君の質問に答弁を求めます。

建設部長 尾藤康春君。

○建設部長（尾藤康春君） 失礼いたします。ただいまの御質問でございますが、入居者の方々からの苦情についてでございますけれども、平成27年度からの記録によりますと、まず騒音等に関するものにつきましては8件、それから水漏れ、かび等の施設に関するものが4件、それから路上駐車、ごみ収集等のマナーに関するものが3件、それから鳥害、ペット等に関するものが2件となっております。

そうしたそれぞれ対象となる住宅に対しましては、全戸に注意喚起のチラシであったり、文書を配布したりしまして御協力を願うとか、それから場合によっては個別に訪問をいたしまして、注意いただくよう協力を依頼したりするなどの対応を行っております。

また、そのほかに、通常、当然老朽化してきますと水漏れが起きたり、水の出が悪いとか、風呂やトイレの水回りはよくそういった修繕の必要が発生したりするんですけれども、そうした場合はそれぞれのその入居者の方から御連絡をいただきまして、すぐに早く対応をしておるというようなことで、その都度対応をしているという状況でございます。

以上です。

(4番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 野田勝彦君。

○4番（野田勝彦君） ちょっと内容とはかかわりませんが、ちょっとバッジを忘れておりましたので、失礼しました。

続きまして、関連しまして、聞きますと住宅は38の施設があるというふう聞いておりますが、中には建設が相当古くて老朽化が進んでいるものもたくさんあるかと思えます。そこで、本来ならば時間が十分あれば全ての住宅についての内容もお聞きしたいところですが、きょうは時間も十分ありませんので、特に経年が多い老朽化が進んでいる住宅の状況ですね。何年ぐらいたって、耐震の状況はあるのかなのか、入居率はどうなのか、今後の維持管理はどうするのかという点についてお聞きしたいと思います、よろしくお願ひします。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

建設部長 尾藤康春君。

○建設部長（尾藤康春君） 失礼します。まず、郡上市では、今議員から38施設というふう申されましたけれども、昨年度、もとの雇用促進住宅であります白鳥町的那留の住宅、それから吉田第二住宅、これは国家公務員の方々の宿舎として使われていたものですが、その2つを市有住宅として新たに取得しましたので40の施設があります。

その中で、636戸を管理しております、それぞれ建築の年月は当然違ってくるんですがございませぬけれども、全体としまして入居率としましてはおおむね90から95%ぐらいの入居率で推移をしております。

それから、築年数については、いわゆる昭和56年の5月以前に建築をされました旧の耐震基準の建築物が27棟ございませぬ。その27棟の施設につきましては、老朽化の状況に合わせて必要に応じて耐震診断を実施したり、またその結果によって耐用年数を経過したり、耐震性の低い19棟、この27棟のうち、耐震性の低い、老朽化したものの19棟については用途廃止、または用途廃止を検討をしていく住宅として、将来的には政策空き家として管理をしまして、そのほか、そのほかまた耐用年数のまだ残りがあります8棟ございませぬが、その8棟については基本的には長寿命化を施しながら、できるだけ通常の維持管理を実施して長く使っていきたいというようなことを考えております。

特に政策空き家として対応していきますのは、八幡地区にあります柳町住宅、愛宕住宅、初音住宅、美吉野の住宅と、こういったところは現在、政策空き家として位置づけをしまして、当然、現在も入居者はお見えになりますが、その方々が退去をされたときは新規に入居をするというような募集はせずに順番にあけていくというような形で対応をしているところであります。

以上です。

(4番議員挙手)

○議長(渡辺友三君) 野田勝彦君。

○4番(野田勝彦君) その27棟のうち19は廃止の方向だということで、どこかではやっぱり見切りをつけてリニューアルするとか、あるいは廃止の方向に行かざるを得ないと思うんですが。ただ、一番問題は、私思うには、現に入居されている方がそこにお住まいになっていらっしゃる限りは、申しわけないからこれでおしまいだからというわけにいかないと思うんですね。その辺の処置はざっと一人も入居者がいっしょらなくなるまで待つのか、それともどこかで見切りをつけなきゃならんのか、その辺は過去にはどんなふうだったんでしょうか。これからはどういうふうにされるのか。なかなか難しい問題かと思いますが、それだけちょっと確認させていただきたいと思います。

○議長(渡辺友三君) 建設部長 尾藤康春君。

○建設部長(尾藤康春君) ただいまの御質問ですけれども、今申しました政策空き家としております19棟あるんですけれども、19棟の中で、先ほど申しあげました八幡地域の柳町、愛宕、初音、美吉野のこちらのほうは全部で48戸の戸数があります。その戸数のうち、現在は14戸が空き家になっておりまして、政策空き家としてですね。ですから、34戸がまだ入居中という形で。

それで、うちとしましては、当然、まだ住宅が全然住めないとか、そういうようなすごい老朽化とか、住める状態じゃないような施設ではありませんので、できるだけそこに入居していただきながら、将来的なことを、時期をいつもう完全に取壊すとか、そういったことはまだ現在のところはっきりした年数は決めておりませんので、今後も適切な維持管理に努めて、先ほど議員が申されましたように、もしすき間ができたりして、外の風が入ってくるとか、そういうようなことがありましたら、ぜひ建設部のほうへ御連絡いただいて、そういった維持修繕は、当然こうした政策空き家にするよという施設でもそうした修繕はやっていきますので、またそういった声がありましたらぜひ御連絡をいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

(4番議員挙手)

○議長(渡辺友三君) 野田勝彦君。

○4番(野田勝彦君) ありがとうございます。また、そういう点ではぜひとも善処のほうをお願いしたいと思います。

2つ目に入らせていただきます。

以前も学校現場における勤務の状況、とりわけ部活動の運用についての質問をさせていただきましたんですが、今回は市立小中学校、公立学校における教職員の勤務の実態はどうなっているかという観点であります。

いろいろ議論がありますこの働き方あるいは働かせ方といいますか、両方の側面があると思うんですが、我が日本の場合とはにかく「カrouシ」というのが片仮名表記で世界的に有名になるほど

働き方の問題が非常に大きいとよく言われます。大手の広告会社の若い女性が過労自殺されました事件は、事故ですね、事故は大変ショッキングでしたし、まだ記憶に新しいところではあります。

しかし、実は御存じのことと思いますが、市内の県立学校においても2013年ですからもう4年になりますか、同様の事故が起きております。この事故については、いわゆる過重労働だけではなく、そのほかの要因も幾つかあったようです。重複した要因の中でこうしたことが起こったようですけれども、決してよそごとといいますか、どこか遠い世界の話では決してないと。労働環境というのは本当に今深刻に改善をしていかなきゃならないと思います。

さて、この県立高校の事故について、最近、示談が成立したということで、県としては補償をしていく。公務災害として補償していくことがこの記事に、最近の新聞ですけど、出ております。その中で、どういう対応をするのか。今後、どういう対応するのか、県としてですね。こんなふうに出ております。

まず第1点は、時間外勤務の縮減の目標を掲げなさい。あるいは仕事のあり方や悩みがあった場合の相談ができる体制をつくりなさいというような指導をしておりますけれども、これは今に始まったことじゃないしに、随分教育の分野では以前から問題になっておりました。

そんなわけで、本当にこれがうまく機能して実際に改善につなげていけるのかというのは疑問なんです。この郡上市におきまして、今までに勤務実態、学校の教職員の勤務実態についての調査はされたことがあるのか、あるいはもしされたならばその結果を質問の(2)とあわせて結構です。で、まとめてお答えいただきたいと思いますが、お願いをいたします。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

教育長 石田誠君。

○教育長（石田 誠君） それでは、野田議員のほうから過労死、それから教員の勤務についてのことがお尋ねありましたが。

まず、郡上市で調査をしているかということについてお答えをさせていただきます。

以前は郡上市独自にしていたということは耳にしておりますが、現時点は県教育委員会が平成24年より毎年教員の勤務実態を把握するために、11月に1週間指定をしまして一人一人に実態調査を行っております。

特に県や市が各調査等が非常に多くて、学校や職員の負担になるということも話題になっておりますので、郡上市としましては全体の傾向については11月の県の調査で把握しているところでございます。

また、各小中学校の管理職が全職員の勤務時間記録をとり、実態を把握しており、市の教育委員会としては年2回学校訪問を行っておりますが、そのときに時間外管理簿をもとに教職員の勤務状況を把握するとともに、必要に応じて指導をしているところでございます。

実態調査についてのお答えは以上なのですが。

続いて、2番目のその実態に応じてどのようなことがわかってきたかというお尋ねだったと思いますが。

先ほど答弁しました県が行っております平成24年から毎年11月に行っている調査の結果からお話をさせていただきます。

平成28年度の調査結果では、退校時刻について市内の小学校教員の平均が18時42分、同じく中学校の教員の平均が19時9分という結果でした。その前年度の27年度を調べたところ、小学校は18時50分、それから中学校が19時19分ということですが、わずかですが28年度は早くなっているということですが、ただ、個々に見ていきますと、27年度より30分以上平均退校時間が早くなった学校は、小中合わせて市内には8校ありました。その他のところについては平均から見ると多少早くなっているというような状況だということです。

しかし、各学校の調査結果を個々に見ていきますと、学校間の差とか、それから一人一人の教員の差も非常に大きくて、野田議員の御指摘のように、特に中学校においては6月、7月、ちょうど今の時期ですけど、中体連の大会や吹奏楽等のコンクールに向けて部活動を熱心に取り組むために調査を行っている11月のこの時期に比べて帰りの時間が遅くなっている教員が多いということは確かだと把握しております。

以上です。

(4番議員挙手)

○議長(渡辺友三君) 野田勝彦君。

○4番(野田勝彦君) ありがとうございます。若干でもこうして平均が早くなる、短くなりますかね、早くなるということは喜ばしいことであり、歓迎される場所ではありますが。やっぱり特に中学校あたりでは部活動でさらに遅くなるとか、あるいは特に独身の方が多いかもしれませんが、個々の教員でその差が大きく出るということもあるかと思えます。

ともかく教育の仕事は本当に多様でありまして、際限がないと言われます。授業における教材研究、それから学級経営のさまざまな工夫やその対策や、準備、いろんな行事がありますから、行事の準備だけ、打ち合わせだけでも大変だと思います。

また、先ほど言いましたように、中学校では特に部活の指導で大変な時間が取られると。こんなふうに際限がないですが。であるがゆえに、また教員というのはいつも仕事の上で中途半端といいますか、妥協で済ましているという意識を持ってしまいやすいんです。ですから、翌日、ああ、やり残したと言って、朝早く出かけてみたり、早出がどうしても避けられないと。こんなわけで、長時間勤務になりやすいということもあると思います。朝6時に出かけた教員が夕方6時までなら12時間勤務になる。ちょっとまた残業すれば法定時間の倍ぐらいの時間はすぐにたってしまうという、

こういう実態があるわけでありませう。

もう1点の特徴は、教育の仕事というのは非常に創造的な部分が多いわけですね。ほかの仕事もたくさんあると思いますけどね。ほかの職業も。自分で考えて、自分で工夫して、自分でやっているとところが多いわけですね。ですから、それがゆえに教育という楽しみと申しますか、生きがいと申しますか、やりがいを持ちつつ、長時間の勤務もさほど苦にならないのかな、なっているのか、頑張れるという、そういう実態もあるかと思ひます。

そんなわけで、最近、特にこの10年ぐらいの間には学校が一層何か忙しくなつた。あるいは負担が重くなつたという声を聞いておるんですが、二、三、その要因をちょっと考えてみますと、パソコンが各部署、部署と申しますか、デスクに全てが配置されて、しかもそのパソコンは重要なデータが入っていますから、管理というのは非常に厳しくなつております。当然ながら持ち出しはできませんから、勢い、職場で全ての処理を終えてから帰られなければならない。これは結構大きな負担になるわけですね。もっともうちへ持って帰つて仕事やつたんでは、持ち帰り残業にもなりますから同じなんですけれども、そういう点では残らなければならないという点があります。

それから、不登校の傾向や特別に指導や支援が必要な子どもさんも決して少なくない。いや、場合によってはふえているんじゃないかという声すらあります。そうした場合の対策や指導や、あるいは保護者などの懇談等、さまざまな必要が出てきます。家庭訪問も大いにふえている。

そして、多くの教員が非常に過重にしているのが全国学力テストだと言われております。これ、どうしても県のレベルで申しますと、全国の順位が大変気になるだろうと。順位が発表されますから、それはもう直ちに県のレベルでは大きなプレッシャーになると申しますか、こういう傾向があります。ということは、それぞれの大きな要因が各自治体のほうにもかかってくるのではないかと。

また、後ほどまた改めて指摘しますが、道徳の教科化、あるいは小学校には英語の教科化、こういう新しい取り組みや教科の増設がさらに追い打ちをかけるということも考えられます。

こうした個々のなかなか難しい問題たくさんありますけれども、勤務の実態に対してどのようにお考えを持っていらっしゃるのか。もし、対策を考えていらっしゃれば、これもあわせてお尋ねしたいと思ひます。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

教育長 石田誠君。

○教育長（石田 誠君） それでは、最初に出ておりましたが、やり残しのために朝早く来ている人たちがいるのではないかと申す部分についてお答えをさせていただきますが、特にその部分については實際を把握しておらないわけですけど、朝について、特に中学校の朝の部活動等が、朝練習についてはよく問われることがあります。

そこで、中学校について生徒が自主的に練習できる時刻とか場所については定めていますけれど、

教職員が朝、部活動を行うために早出をしているということについてはどの学校も行っておりません。よって、野田議員指摘のように、やり残したことをやりたいがためにとか、準備が不十分なためにちょっと早目に来ると、そういう職員が多いのではないかなと思っております。

また、部活動にかかわって問題がいろいろ新聞等でも言われておりますので、保護者や、それから地域の社会人指導者との連携を部活動にはとっておりまして、特に部活動、それからクラブ活動の保護者会、指導者会、育成会等を開催して、教員の部活動のかかわり方については、郡上については土日は部活動でなくクラブとして実施していることについての御理解等をいただいております。

ほかの地区では土日も部活動でやって大変だということが話題になっておりますが、郡上市においては土日についてはクラブでやって、それぞれの判断で参加しておりますし、子どもたちも部活動の加入とそれからクラブの加入は分けて判断をしているし、クラブには入っていない、そういう生徒もいます。そのことについても御理解をいただいておりますし、その部活動のことについて、なるべく顧問は2人体制をと。これは県のほうからの働き方があってやっておりますが、2人体制なかなか難しいところがあるので、男女合同の兼務の顧問によって勤務のバランスがとれた学校の実態に応じた工夫をするように言っておりますけれど、何せ学校の少子、小規模化が進んできておいて、教員の数が増える現状では、生徒は望む部活動をやりたいというニーズを持っておる。そのために、それに応えるためには教員の勤務を優先すると2人顧問制は優先されるだろうけれど、今のところ、顧問1名の体制はやむを得ないだろうなというふうに考えております。そのような部活動にかかわる実態、それから先ほど言われたいろんなことの実態について、私も教員の多忙感については、今後、いろんな手を打っていかねばならないかと考えております。

特に県教委においても、先ほど言われた事案の対応について教育委員会、それから学校に指導しているところですが、県教育委員会の多忙化解消の指定を指定校、「多忙化解消推進校」と呼んでいます。平成28年度は郡上市でおきますと口明方小学校、本年度は白鳥小学校を実践校として指定をしまして、その中で働きながら郡上に合った実態でどのような多忙化解消ができるかということを提案していただいて、他校にも進めていただいております。

特に具体的にこだわっている部分については、8のつく日の早帰り、それから1週間の中で18時には全員が退校できる日は1日以上はとっていただきたいと。これは願いとしてお願いをしておりますし、特定の先生の負担に偏りがないように、校務分掌や学校行事などの見直しをしていただきたいと。それぞれの学校において推進校の実践をもとに、できることを実践いただきたいと。取り組んでいただくようお願いしているところですが。

ただ、そのような取り組みも現時点では大幅な削減とはならないということです。先ほど紹介をしましたが、昨年度に比べて減少はしているけど、10分とかそういう時間であるということです。その理由については、先ほど野田議員が指摘されましたが、いろんなことが考えられます。一つは、

いじめや不登校の未然防止や、それから早期対応等の生徒指導上の問題への対応。それから、新しい授業への授業改善。特に若い先生には教材研究という時間が非常に時間がかかると思いますが、そうしたことを児童生徒が下校した後に時間をかけてやらなければならないという実態があります。しかもまだ入っておりませんが、新しい学習指導要領については、小学校において高学年において英語の導入がされますが、時間数を削減することなしに追加となることについては、先生方もまた子どもたちにも時間増になっていく。そのことの対応についても先ほどおっしゃるように大幅な削減は非常に難しい。かといって、先ほどのような教師が苦しんだりすることは私も大変危惧するところでございます。

よって、早く帰ることができる日、そういったことは教員、子どものためにという、先ほど野田議員も言われましたけど、何とか子どものためなんだからと無理をしてしまう、そういう特性がありますので、互いに声をかけ合って早く帰れるような職場の雰囲気をつくっていきたいし、心の病等を考えると明るく楽しい職場づくりに努めていただくように、各管理職の先生方にはお願いをしているところです。

また、学校の行っている仕事の中には、先ほど言った学校の次の準備のことがあります。例えば掲示物をきちっと張っておかなければならないとか、指導案はきちっと書かなければならないとか、それからいろんな子どもたちのわかるような掲示をたくさんつくったほうがいい授業だみたいと思われるところが多々あります。その部分については、市教委については現時点、ある資料を使って実践を公表してください。または、他の人が実践をした内容を続けて、それを立証する研究をしてください。またその指導案を使って時間短縮をしていただきたいこととか、掲示物とか、黒板の周りの写真等であなたの勤務の評価はしていないし、そういうことがかえって発達障害等とか落ちつきに問題のある子にとって障害になる可能性があるので、なるべく掲示物は簡素にお願いしたいと。

それから、市教委等が訪問する折に、かつは丁寧な指導案等の準備をいただいたこともあります。そのことについてもなるべく簡潔に書いていただくようなことで訪問への負担等を軽減していくということに。さらに、公民館とか、それからPTAの協力を得て、学校の応援団、ボランティアで学校の活動を応援していただく方、特に子どもの数が減ってきておると、見守りをする、登下校の朝の部分もそうですが、下校のときに子どもの数が減ってきて、どうしても一人にしたい状況があるけれど、先生が対応しているとそれが時間がたってしまうということについては、登下校の見守りとか、それからグラウンド等の草取りとか、それから子どもたちの休み時間の読み聞かせとか、その他体験活動の花づくりとか、それから野菜づくりとか、米づくり等についても専門的な方々が教えていただくことで教材研究とか、こちらの準備の時間を減らしていくようお願いをしていることです。そういうことで、地域の方々、公民館、PTAの協力を得ながら、本来、

教員がやらなければならないことに専念できるような協力体制を何とか整えていきたいというふう  
に考えております。以上でございます。

(4番議員挙手)

○議長(渡辺友三君) 野田勝彦君。

○4番(野田勝彦君) ありがとうございます。膨大な対応と申しますか、考えていかなければなら  
ないことがたくさんありますので、教育行政としても本当に大変だと思いますが、1つは、大事な  
ことは教員の創意工夫や努力や、そういう熱意を失わないようにと申しますか、それを維持しなが  
ら、なおかつ重要性の低い、そういう仕事について、これを一般的に私たちは雑務と言っておしま  
したけど、こういうことについてはできるだけ軽減できるような方向での推進をお願いしたいと思  
います。

3つ目でございますが、「教育勅語」の取り扱いについてでございます。

申しわけございませんが、通告(1)につきましては、今のところ文科省から何ら通知は来ていな  
いらしいですので、これらは省略させていただきまして、(2)についてお答えをお願いしたいと思  
います。

なお、本来、これは教育長に御答弁いただくべきかもしれませんが、今の教育行政のトップは首  
長になっておりますので、市長のお考えを伺いたいと思います。よろしく願いをいたします。

「教育勅語」をこうして地方の一議会で質問に取り上げるということ自体が、私自身は全く想定  
もしておりませんでしたし、こんな事態になるのかなと思います。と申しますのは、この「教育勅  
語」はもう史料、歴史の史に料の史料としてはあり得ても、学校の教材として資する資料としては  
あり得ないということはもう常識であり、疑う余地がなかったんですが、今やそれがそうではなくな  
ってきているところがこの問題の根源であります。

過日、森友学園の幼稚園のほうの園児にこれを唱和させていた。そして、教育勅語的精神に基づ  
く教育を理念に掲げて、新しい小学校を開設しようとして問題になったところでもあります。そのと  
きに安倍首相は、夫婦そろってこれを讃美しておりました。大変すばらしいことやと。ここから  
わかに「教育勅語」が教材として容認するのかなどなのか。これが出てまいったわけであります。

実は、この問題は何も今の安倍政権だけでは、だけというのは第二次からではなしに、第一次安  
倍政権のころから、実は陽に陰に出たり入ったりしてうわさにはなっておったんですが、ここへ来  
て大っぴらになり、復古的な安倍政権がこれを大いに利用しようとしているのかなという懸念を感  
じさせるわけです。

さて、この「教育勅語」はなぜ容認できることではないかというその問題の一番の根本は、1948  
年にさかのぼらなければならないと思います。48年、戦後3年目ですね。衆議院及び参議院で決議  
がなされました。ちょっと読んでみます。

勅語の根本理念は「主権在君並びに神話的国体観に基いている事実は、明かに基本的人権を損い、且つ国際信義に対して疑点を残す」、こういう決議をしています。世界から見てもとてもこれは許されることでない。国際社会に一日も早く復帰したい日本としては、これを残しておくわけにいかない。そこで、決議をしたわけです。

その中に、国会の委員会で文教委員会のほうでこれを審議したわけですが、そのときにこういう委員長の発言があります。これが結局は本会議で報告された内容です。「教育勅語」の中から徳目、例えば夫婦仲せいとか、兄弟仲よくせいとか、一生懸命頑張って努力してわざをなせとか、こういう徳目はその真理性を認めるものではありません。けれども、勅語という枠の中にあります以上は勅語そのものを根本原理として我々はどうしても認めることができない。すなわち、幾ら道徳項目がいいことを言っても、「教育勅語」の中で語られる分については容認できないと言っているわけです。

その後、森戸文部大臣が異例の発言要請をして、この決議を大歓迎するという発言をしております。そして、その1週間後には、全国の小中学校に「教育勅語」の写しですね。写しを全部回収して送れと、文科省へ、こういう指示を出して、完全撤廃、廃棄を指示しております。

その後、これに対して修正する決議は何にもありませんから、現安倍政権もこれに拘束されなきゃならないんです。ところが、一内閣の一閣議でこれをひっくり返して扱うこともあり得ると、とんでもない決議をしたわけです。だから、日本においてはもう三権分立は危ういものとなっている。これは前回の安保法の時でも同じでございます。集团的自衛権、勝手に一閣議だけで変えてしまう。いかに国会が愚弄されているのかというふうに思います。

時間ございません。ところが、こうした部分的真理論、中にもいいところあるよというのが復活を論じている人たちの理由になっているんですが、これは教育勅語という部分においてはあり得ないということ。そして、今まさに道徳教育が教科として教科書を採択し、授業を行い、その評価まですると言います。その中に、恐らく教科書会社はそんなくの固まりと言われている教科書会社ですね。検定の先取りをして、どっか隅っこのほうから順番に「教育勅語」を入れてくるんじゃないかと私は見ております。

こうしたときに、市としてはどう対応するのか。この辺の大きな問題がやがて来るものと思いますが、市長さんはどういうふうにお考えでしょうか、お尋ねします。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 「教育勅語」は、今、野田議員がお話しになりましたように、昭和23年の6月、国権の最高機関である国会、衆議院、参議院においてこれを排除するあるいは失効の確認の決議をしております。それ以降、別段の国会の決議の変更はないわけでありますから、私はこの

「教育勅語」が戦後の日本の教育理念であったり、教育原理であるというような意味で扱われるということについては、既にもう認めないということを国民が決めたものであるというふうに思っております。

したがって、確かにおっしゃるようないろいろな中身には、お父さん、お母さんに孝行し、夫婦相和とか、いろいろなことがございますが、そのいろいろな教育の目的は「一旦緩急あれば義勇公に奉じ、以て天壤無窮の皇運を扶翼すべし」と、ここにあるわけでございますので、やはり教育勅語の全体的な意味をきちっと考えて、そして戦後、新しい日本国憲法あるいは教育基本法のもとでは相並ばないものであるということを明確に決議をしたものであるというふうに思います。

したがって、教材にする、しないということの扱いはいろいろな問題があるかもしれません。例えば高校の日本史の教科書の中で「教育勅語」というものがあり、その内容はこういうものだという先ほどおっしゃった歴史資料としてそれを教えるというか、扱うということはある得るかもしれませんが、日本国民のこれが道徳の根本原理であるというような教え方というものは、もうそれはしないということを戦後日本の新たな出発点として決めたものであるというふうに思います。

そういう意味で、市の教育委員会においても、これまでの経緯や今の教育基本法の趣旨を踏まえて、また学習指導要領等に沿って、現在、その「教育勅語」の内容を子どもたち、子どもたちというのは幼稚園、小学校、中学校、このあたりの年代の子どもたちにその内容を伝えたり、あるいはそれを教材とすることはしておりません。今後もする予定はありませんというふうに私は教育委員会のほうから聞いております。私は、その考え方を支持いたします。

(4番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 野田勝彦君。

○4番（野田勝彦君） 若干時間を超過して申しわけございませんでした。御答弁を聞きまして、本当にうれしく思います。安心をいたしました。一緒に頑張って、民主教育の実現のために努力したいと思います。ありがとうございました。

○議長（渡辺友三君） 以上で、野田勝彦君の質問を終了いたします。

---

◇ 森 喜 人 君

○議長（渡辺友三君） 続きまして、7番 森喜人君の質問を許可いたします。

7番 森喜人君。

○7番（森 喜人君） それでは、最後の、きょう最後の7番目の質問となりますが、皆さんお疲れのところだと思っておりますが、よろしくお願ひしたいと思っております。

まずは、「観光立市郡上」ということで市長が平成29年度郡上市施政方針の中で述べられました。観光振興は地域づくりそのものであるという総合政策的な視点ということも言われましたし、この

さまざまな施策を集約することもそうですし、また今回、スイスのツェルマツトに行かれるということでもありますので、いろんな面で1つも2つも上の段といたしますか、次元の違うそうした観光立市を目指されるのではないかというふうに思っているところであります。

そういう中で、この市の中も分野を横断して重点プロジェクトを推進するための新たな体制を庁内につくったということでもあります。そして、その後に今書かれておりますように、白山開山1300年の年であり、また白山ユネスコエコパークの啓発等とともに、積極的に展開したいということが書かれているわけでもあります。

そういう中で、まず1つ目ではありますが、防犯カメラ設置及び運用に関する条例の制定をということで質問させていただきたいと思えます。

実はこれ、3月の議会で私、予算委員会で質疑をさせていただいた内容ではありますが、その後、なかなか進展がないように見えるので、一般質問させていただくところであります。防犯カメラの設置は、犯罪防止効果につながっている一方、プライバシーの侵害や管理社会になるおそれが危惧されているということも事実であります。そうした課題をクリアしながら、全国各地でこの制定されているわけではありますが、一宮市なんかは平成20年、鹿児島市等でもこの防犯カメラの設置及び運用に関する条例が制定をされております。

そこで、現在、岐阜県下で結構ですが、自治体の条例制定状況はどういう状況でしょうか。

また、観光立市を標榜する郡上市、いかに犯罪を防ぎ、いかに犯罪が起きたときに対応するのかということではありますが、私は防犯カメラの必要性について、この安心安全まちづくり会議等、これは鹿児島市なんかそうですが、安心安全まちづくり等で検討しております。そうした意味で、検討委員会の設置を要望したいと思えますが、どのようにお考えでしょうか。市長の答弁をお願いします。

○議長（渡辺友三君） それでは、森喜人君の質問に答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） この問題については、前の議会でも御指摘をいただいておりますが、今お尋ねの岐阜県内においては、この監視カメラのそうしたいろんな防犯カメラの守るべき事項について条例で制定をいたしているところは、今、私どもが承知をしている限りでは恵那市と瑞穂市の2市でございます。恵那市と瑞穂市の考え方もちょっと両様ございまして、瑞穂市の場合は、現在、郡上市が郡上市みずからが公共の場等で設置をしている防犯カメラのいろんな扱いについて条例で定めているというものでございます。

それに対して、恵那市の条例は市自身が設置しているものに加えて、例えば自治会であるとか、商店街であるとか、商店振興会であるとか、そうした市以外のところの団体が公の公共の場で設置をしている防犯カメラについても守るべき事項を定めているというもののようでございます。

恵那市の場合は、こういう条例を定めたことには経緯がございまして、そうした自治会とか商店振興会というようなところが公の場所に防犯カメラを設置することについて市の助成が欲しいと補助が欲しいというようなことで、そうした補助を行うこととともに守ってもらわなければならない事項として条例で定めたというような経緯があるようでございます。

いずれにしても、そのほか、条例化しているところがこういうところですが、恐らく郡上市と同じようにみずからもの等についていわゆる要綱という形で定めているところはその他多数あるだろうというふうに思っております。

いずれにしても、この問題は非常に防犯カメラというものがいろんな全国で起こる犯罪の犯人の検挙に功を奏したり、いろいろな意味で効果があるということと同時に、やはりその扱い方いかんによっては個人のプライバシーの侵害になったりとか、不適切な事態を招かないとも限らないという意味では、何らかのやはり規制というものが必要でございますので、私どもも、今、郡上地区防犯協会とか、そうした市のいろんな市内の防犯であるとか、生活安全であるとかといったようなことについて協議をする場がありますので、そういうところに問題を投げかけながら、あるいはまた弁護士等の専門家の意見等も聞きながら、今後どうするかということを検討してまいりたいというふうに思います。

(7番議員挙手)

○議長(渡辺友三君) 森喜人君。

○7番(森喜人君) 1週間前に生活安全推進協議会というのがありました。私も参加させていただきましたし、市長も前半の半分ぐらい参加されましたが。

そこで、私も実はこの話をしたんですよ。一番最後でした。そのときに会長が言われましたけれども、和良で蒲さんという方、伊藤さんという方の事件がありましたけど、あのときから私は防犯カメラを設置してそういうことを言ってきたんだということを言ってみえました。そして、ようやく郡上市もここまで来たのかというようなことを実は言われたわけです。

そういったことも考えますと、本当に遅過ぎるぐらいかなというふうに思いますが、「観光立市」ということで標榜されたわけでありまして、そうした点につきましてはしっかりと検討されたいと思います。

2つ目でございますが、白山ユネスコエコパークの推進ということでございます。

このユネスコエコパークというのは、余り聞きなれないわけですが、世界に向けた観光立市郡上を目指す上で最大のアイテムといいますか、最大の武器ではないかということを思っているわけでありまして。

先般、5月の末日でございますが、3日間かけまして九州のほうに研修に行きました。その中で、綾ユネスコエコパークの視察を目的に、先日、宮崎県綾町を訪問してまいりました。総務常任委員

会の研修ということで、ちょっと早かったんですが、参加をさせていただいたわけでありまして。ここに田中理事兼総務部長にも行っていただきましたので、少しまた感想を述べていただきたいと思いますが。

例えば5つぐらいの項目ちょっと挙げさせていただいているんですが、この綾ユネスコエコパークは、綾町ですね。7,000人ちょっとの町なんですけれども、日本全体の、先ほどからありますように最大テーマでもあります人口減少に歯どめがかかっておりまして、空き家がなく、新築住宅が必要になっていると。そして、移住促進に向けて年に2回は上京しているんだというようなことを言ってみえました。

そしてまた、平成24年登録された綾ユネスコエコパークについては、町民への啓蒙はなかなか進んでいないと、これが現実だということをはっきりと言われたわけでありまして。これは郡上市においてもしっかりだというふうに思います。

そして3つ目ですが、国や県、そして大学主導で進めていることがあるんだと。それは照葉樹復元100年プロジェクトと。これはエコパークになる前から、この照葉樹というのが売りの宮崎県綾町でありましたけれども、それをさらに100年のプロジェクトにして、そして自然の林に変えていくんだということでありまして。

5組織協定というのは、九州森林管理局、宮崎県綾町、公共団体日本自然保護協会、そして照葉と書いて「てるは」と、てるはの森という民間の団体ですが、この5つが協力して、人工林で分断された照葉樹の森を本来の姿に復元することが大きな綾町の目的ということもあります。

4つ目は、1日100万円の売り上げのブランド野菜であるとか、ブランド果物、そうした市場がありまして、年間120万人が来町されるということでありまして。

そしてもう一つ最後に、先ほど話がありましたが、スポーツ合宿村構想が、これ実現をしております。プロの選手たちを呼んで子どもたちと交流をさせる。そういう夢と希望を与えているんだということで、私たちが綾町に泊まらせていただきましたけれども、それも恐らく合宿地、合宿用にも使われる宿泊地でなかったかなというふうに思っています。

そんなことを踏まえながら、田中理事の御感想をいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

理事兼総務部長 田中義久君。

○理事兼総務部長（田中義久君） それでは、市議会総務常任委員会の行政視察に同行させていただいた中で、この宮崎県綾町におけるエコパークの取り組みを視察をさせていただきましたので、感想ということで申し述べたいと思います。

綾町では、お話を聞いた中では、昭和50年代にまさにこのてるはの森が国有林2,500ヘクタール

とも言われる非常に貴重なところが、これを伐採をしようと、そういう計画が持ち上がりまして、そしてそれを当時の時の町長さん初め、綾町の皆さんがこれを守りたいと。伐採ではなくて、これを今後とも守っていききたいというふうに立ち上がられて、そして行動されたと。それが今日の今のあの綾町の出発点ではなかったかと、こういうふうなお話をお聞きしました。

まさにそういうふうなお取り組みということがあって、そして結果的には伐採計画が変更し、逆にここを守っていくというふうな国の計画となりまして、世界的な生態系の保護育成の場となると。

そして昭和57年には国定公園になったと、こういうお話でした。僕は、これすばらしい地元のお取り組みであるというふうにその場で感じたわけでありまして、こういう自治体の生き方として大変評価したい地元のお取り組みであったなというふうにして、当時、そのとき思った次第でございます。

それから、それ以降も、この綾の照葉樹の森のプロジェクトにつきましては、国も県も、また国の日本自然保護協会とか、NPOなどとともに非常に望ましい形の中で推進をされまして、今風といますか、今になってエコパーク的に言えば、その革新的コアゾーンにつきましては世界に冠たる照葉樹林であり、生物多様性の宝庫になっていくと。

それから、緩衝地域、バッファゾーンにつきましては、この長大な吊り橋、ここに20万人が訪れる教育研究へ研修向上の場となっていると。そして、いわゆる移行地域、これが今のエコパークの非常に重要な地域になるわけですが、トラディッションゾーンにおきましては、有機農業ですね。実は、私は20年以上前に綾町を訪れたことがありますけれども、そのときは実は宮崎県全体がいわばし尿あるいは家畜ふん尿を堆肥化する、いわゆる循環型農業の先進地であるということで、獣医師と一緒に回ったことがありますけれども、綾町におきましても堆肥づくりの農家の現場で環境を守り、そして環境を生かす循環型の有機農業の現場に本当に感銘を受けたことを覚えております。そういうことを踏まえまして、長い取り組みがまさにこの自然生態系農業という形で、畜産を含めて、すごいバックボーンとして強みを持っているわけでありまして。

そうしたブランド性が、先ほど御指摘の1日100万円を売り上げる市場を出現させていると、こういうことでもありますので、やはりエコパーク以前から、まさにエコパークが理想とする世界といますか、そういうものを綾町は地でやってきたという強みがやっぱりあるんだということを私はつくづく思ったわけでありまして。

そういう意味では、綾町の取り組みこそがまさにエコパークのそのものということでありまして、そういうふうなとり方をいたしました。

したがって、そういうことが結果的に、今5年前のエコパーク登録とともに、ある種の冠もつきましたけれども、成果の出てくる時代を迎えているのではないかとということで、大きな、宮崎からの地の利もあると思います。ブランド性が高まったということもありますけれども、そういうふう

なときを迎えたのは、今までの長い地元の皆さんのお取り組みであろうというふうに思います。まさにこの地域をひたすら守る、そのかたくなな地域のアイデンティティを形成された綾の取り組みというものを感じたわけであります。

ただ、これから綾町とされましては、一つはやっぱり市民の皆さんに広くそのエコパークというものが定着してない中で、これをやっぱり理解してもらう中で展開をしようとされるわけですが、エコパーク自身を維持することが綾町を守っていくことであり、綾町の生き方が世界基準のエコパークということで、そういう認識のもとでやってみえますから、もしかしたら「エコパーク」という言葉はなくてもそういうふうな地域づくりというのが継続し、推進されるのではないかとこのように受けとめました。

成果の中では、やっぱり大学とか、国際機関における視察研修、我々も行ったわけですけど、泊まりなさいという話になってくるわけですね。綾の森は日本の森、そして世界の森となって、環境教育の有数の拠点になっているということは非常に大きな成果をとられたなということでございます。

翻って、郡上市もこれから行く場合には、やはり地域のアイデンティティというものをしっかり、あるいは地域の風土、歴史、文化というものをしっかり踏まえた郡上のありようというものをエコパークの中で展開をしていくと。これが非常にやっぱり大事だということを再認識をしまして、それこそが観、国の光の光に通ずるといふように受けとめた次第でございます。いい勉強させていただきました。

(7番議員挙手)

○議長(渡辺友三君) 森喜人君。

○7番(森喜人君) 御報告をいただきまして、ありがとうございます。本当に的確に捉えておられるなというふうに印象を持ちました。

私も綾町は、まさに郡上市の目的とする部分がほとんど入っているというふうに思ったところでございます。綾町では、大学研究機関と連携して調査研究を進めておられて、地元宮崎大学が行っている8つの研究のほか、他の大学、東京大学、それから九州大学など20の研究も行っております。地域づくりに関する研究では、大学が移住者へのアンケートを行い、移住に関する動向や移住後の要望を収集しておりました。綾町の取り組みを踏まえ、エコパーク内での大学との連携した研究の成果は、エコパークの活動としてユネスコを通じて世界に認められるのではないかと考えております。

そこで郡上市でも大学への積極的な働き方を行ってはどうか。また、その研究の費用、これを補助金として出してはどうかという提案をさせていただきたいと思っております。

綾町では、大体1つについて20万ちょっとの補助金を出しているというふうに言ってみました。

そして、10年後のユネスコ本部への定期報告に向けて、環白山地域に関するさまざまな研究を取りまとめること。将来を担う子どもたちの教育を担うこと、エコスクール、エコパークエリアを郡上市全体に拡張することに取り組んでいただきたい。特にエコパークを周知のためにも、現在建設中のあゆパーク内にビジターセンター機能を持つエコパークセンターを設置できないかということを考えておりますが、いかがでしょうか。

また、市内のエコパークに関する住民や団体が情報共有するための郡上市のユネスコエコパーク協議会が必要と考えますが、いかがでしょうか。

4県7市村にわたる白山ユネスコエコパーク協議会では、全体的な事業を進められると思いますけれども、郡上市、岐阜県が率先した独自の施策として、周知と人材育成の事業に取り組むことはできないかをお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 一挙にたくさんの質問をいただきましたので、ちょっと的確にお答えできるかあれなんですけれども。

まず、白山ユネスコエコパークの今後の展開に向けて、大学の研究と大いに連携すべきだということはそのとおりだと思います。綾町のいろんな大学との連携でいろんな自然科学、人文系の分野、その他いろんなことで研究をしておられるということを見させていただきまして、感心をいたしました。

ただ、郡上市においても岐阜大学とか、いろいろと実際には現地へ入ってフューチャースクールであるとか、いろんなこともやっていますし、これまでも和良地域で地域科学部の先生方が入っていることもやられたりとかということがございますので、今後も積極的にそうした、郡上市にとってどういうことをやってほしいかということをもまず詰めて、それがどこへお願いしたらいいかということを考えながらやっていく必要があるのではないかと考えております。

前々から長良川のエコカフェとか、いろんな形でかかわっていただいている研究者の皆さんもいらっしゃいますので、ぜひそういう形で今後の私どもも綾町の事例も見倣いながら進めてまいりたいというふうに思います。

岐阜大学には、例えば流域圏科学研究センターとか、流域圏の研究所というようなものもございますし、その他いろんな関係各部もありますので、いろいろ考えていきたいと思っておりますし、必ずしも岐阜大学に限ったことでもないかというふうに思います。

また、そういうものについて、郡上市にとってそれが有効であるというようなことで、十分その研究成果が郡上市にとって生かされるというものであれば、そんなにたくさんは出せないかもしれませんが、またそういう教育や研究のための財政的な支援と言うとおこがましいんですけれども、

何らかの形のそういったかわりを持つということも十分考えられるのではないかというふうに思っております。

それから、郡上市にとってこれからエコパークを進めていく場合に、いろいろと色々な組織といますか、協議会をつくって展開をしていったらどうかというようなことでありますけれども、私は今回の白山エコパークのいわゆる区域の拡張に対して、市民レベルといますか、そういうもので一番動いていただけたのは郡上市だったのではないかというふうに思っております。現在の白山エコパークの郡上研究会といますか、白山ユネスコエコパーク郡上研究会ですか、言葉の順番はちょっとあれですが、そういう研究会で皆さん既に活動しておっていただけますので、そういうものの輪が今後広がっていくことを望んでおります。そういう中で、市も行政としてしっかり連携をしてまいりたいというふうに思っております。

ただ、お話の中にありました郡上市全体をエコパークの区域に含めるというようなことは、私はもう考えないほうがいいと思います。そんなことに精力を使ってやるよりは、郡上市の中にちゃんとしたエコパークの区域があるわけですから、郡上市民全体が郡上市にはエコパークの区域が、そういう今回新たに設けられた移転地域といますか、そういうところも含めてあるということの認識のもとに、郡上市がその精神を体していろんな活動をすればいいのであって、形式的にエコパークを区域拡張をするなどというのは、また大騒ぎのことに精力を使うべきではないというふうに思います。

それから、次に、今度、あゆパークというようなものができるということですので、このあゆパークは世界農業遺産、清流長良川とアユというようなものが一つのテーマであります。しかしこれは白山ユネスコエコパークと基本的には、根は一緒のものであり、また重なるものでありますので、当然、これから県のほうも中核施設をつくられますが、そういうものの中に展示の一内容としてそういうものが入っていけばいいのであって、別個にエコパークビジターセンターなどというものをつくる必要はないというふうに思います。

そしてまた、今、白山文化博物館、これのやっぱり充実ということも考えられておりますし、またことしは1300年ということでのいろんな特別展もやろうとしています。現在でも、今、白山文化博物館の中に、私は実際に見ておりませんが、ささやかながら白山ユネスコエコパークの展示が、パネルがあるようでございますが、場合によったらそういうものをもっとしっかりしたもので、白山文化博物館の中にもやはりその趣旨を皆さんに理解してもらうような展示をする、あるいは今回つくるあゆパークのほうにも県とも御相談して可能ならばそういう展示もしっかりするというような形で対応していければというふうに思っております。

(7番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 森喜人君。

○7番（森 喜人君） いろいろと拡張すべきでないというような話もありましたけれども、これは当初はそういう議論がずっとあって難しい問題になったことも事実なんです、それが10年かけて、9年かけて、ぜひ検討をしていただきたいなど、私は思っております。

先般も、あれは総務常任委員会から郡上市全体をとという話は全委員から出ておりましたので、そうしたことはぜひ検討いただきたいということだけは申し添えておきたいと思えます。

実は市内にもかなり優秀な方々がみえまして、その方々が、例えば、これ名前は言えませんが、北高の先生やっておられる方で長良川の研究をしておられる方が、郡上高校にいたときは結構水質調査関係やったと思いますけれども、そうしたものを何年か前からぶつりと途切れちゃっているという話がありました。ぜひ、ですから市長と同じ京大の何学部出ている人なんですけれども、そうした人の研究なんかもぜひ補助金を使って再現させていただくとか、非常に貴重な研究だというふうに思っております。

また、岐阜のギフチョウですよね。ギフチョウの問題につきましては、やはり余り宣伝すると捕獲に来るといようなこともあって余り大きなことは言えないらしいんですが、ユネスコエコパークということをやちょっと使えば、何らかの形で保護をしながら宣伝もできるんじゃないかなということも思っているんですが、そんなことも含めまして、ぜひユネスコエコパークを広げていただきたいと思いますということをお願いしておきたいと思えます。ありがとうございました。

続きまして、教育ということにつきまして、時間がありますので2点質問させていただきます。

平成28年の参議院議員選挙から選挙権年齢が18歳以上に引き下げられて、その参議院選挙、また平成19年1月の岐阜県知事選挙における郡上市での18歳、19歳の投票状況はどうだったか。岐阜県全体、県内自治体との投票率の比較を含めてお伺いしたいと思います。

また、選挙管理委員会として新有権者となる者に対してどのような啓発を行ったのか、またこれから新たにどういった形で行おうとしているのかということをお伺いしたいと思います。

さらに、市内の学校において、中学校ですね、中学校において、今後どのように主権的教育を実施していかれるのかをお伺いします。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

理事兼総務部長 田中義久君。

○理事兼総務部長（田中義久君） それでは、選挙の投票率等につきまして御説明いたします。

平成28年7月に執行されました参議院議員の通常選挙における郡上市の投票結果ですけれども、全体の投票率は71.89%、県内21市中では最も高かったわけでございます。

一方、18歳から19歳、初めて今回行われたわけですけれども、この投票率は47.54%で、21市中13番目というふうなことで、低いといえますか、そういうふうな状況ではございました。

また、本年1月29日の岐阜県知事選挙では、全体の投票率は60.85%で、県内21市中最も高く、

18から19歳の投票率は40.38%。21市中4番目でありました。

この2回の選挙では、どちらも18歳の投票率は55%を超えている半面、19歳の投票率は参議院選挙では39.19%、県知事選挙では21.54%と、ともに18歳の投票率を下回る結果となったと。これは居住の実態といいますか、19歳になると高校出てということがありますので、その結果が出て反映しているようには思います。

それで、どういうふうな選挙管理委員会としてこうした新しく有権者となった皆さんにそうした啓発をしているかということでもありますけれども、これはもう昨年から、昨年の早い2月ごろから、郡上高校、北高校に対しまして協議をしまして、実際に北校から始めたわけですけれども、全校生徒を対象として選挙制度と政治への参加の必要性を内容とした講義、それから3年生を対象とした模擬投票という、そういうふうな講座を持たせていただきました。郡上高校につきましては、昨年の秋、同様に行ったわけでございます。これは2年生を対象に講座を行ったものでございます。

それで、アンケート結果もとったんですけれども、細かくいろいろとってございますけど、「有権者となったら選挙に行こうと思うか」というふうな設問につきましては、「行こうと思う」という回答が郡上高校では75.1%、郡上北高校では69.0%と、ともに高い数値となりました。

講義の際に実施したアンケートの中で、とても講義の内容が理解できましたかということにつきましては、郡上高校が17.5、北高校が23.8。「大体理解できた」という回答が郡上高校は74.3、郡上北高校が62.1と、大半が理解ができたというふうな結果を見たというふうな受けとめてございます。

それで、行かないというふうな回答した中では、政治に関心がない、誰に投票しても変わらないという意見が多く、家庭あるいは学校における主権者教育がやはり重要であるというふうな認識を持って、これからの対策にしていきたいと思っております。

これからの対応としましては、引き続きやろうということで、ことしに入りましても既に昨日でしたけど、郡上北高で行いましたが、こういうことを選挙管理委員会としても行っているところでございます。

また、総務省におきまして、先ほどの18歳、19歳のことの投票率の低いことにつきましては、こういう引っ越しをしたら住民票を移しましょうって、こういうことですね。投票をする場合に、実際はその現住所があつて、住民票がある方というふうになりますので、こういう運動を一方ではされてみえます。キャンペーンを張っておられるわけでありまして、郡上市といたしましては、選挙管理委員会ですね。国、県と連携しながら、広報紙、ケーブルテレビ、ホームページ等の媒体をもちまして、選挙に皆さん行きましょうというふうな選挙啓発につきましては大いにこれからもしていくということとしております。よろしく願いいたします。

(7番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 教育長 石田誠君。

○教育長（石田 誠君） 学校での主権者教育についてでございますが、知識の部分については、教科書等、または修学旅行の折に法律、それからそれぞれの場所のことについては知らせていきたいなと思っておりますし、特に力を入れていきたいと思っている部分については、社会に生きる人間としてどのような役割を持って、どう貢献していくかということについては、市民性教育といえますか、シチズンシップ教育になりますが、代表的なものにはゆかたDAYをつくった八幡中の実践とか、高校生がやっている鮎友釣り選手権等のように、自分たちがどう役立っていった、どんな動きをしなきゃいけない、そういうことにも力を入れていきたいと思っておりますし、清流教育を通して条例の持つ意味、それにどう答えていくか、そういうことにも力を入れていきたいなと思ってます。以上でございます。

○議長（渡辺友三君） 森喜人君。

○7番（森 喜人君） 続きまして、最後の映画「かば」というところに入っていきたいと思っております。

こういったパンフがあります。「立て、立ち上がって強くなれ」というんですね。これは、映画「かば」という映画をつくるプロモーションのビラでしょうか。それから、プロモーション映像というのも20分ぐらいのものがありますが、私も見させていただいたわけです。

この映画「かば」というのは、これ実は人のお名前でありまして、蒲さんです。和良出身の蒲益男さんという方ですかね。58歳で亡くなられて、今もうもちろんおられないんです。

1985年、大阪市西成区、大阪市立鶴見橋中学校ということで、バブルの時期に大阪・西成に学校の先生として入られたということです。自分でみずから西成を選ばれたということでもあります。

このバブルの日本に、ここに書いてあるんですが、1985年、バブル景気を迎えた日本に世の中の矛盾が集まったかのような地域があった。差別と偏見に負けず、たくましく自分の生き方を模索している子どもたちが多くいた。そんな子どもたちと向き合い、正面からぶつかっていた教師たちの物語であるということでもあります。

この内容につきましては、非常に確かに難しい問題がたくさんありますので細かくは申し上げられませんが、私はこういった方が大阪の非常に厳しい差別の世界の中で教師として活躍されたということは、非常に郡上市民として、また和良の方々にとっても誇りだというふうに思っております。そうした意味で、和良町で支援の動きはありますけれども、郡上市としてどういった支援ができるかをお伺いします。

映画に向けて、よろしく申し上げます。

それから、社会教育、学校教育にいかに関与するか。特に今、教育者に見てほしいという監督さんの考えもあるそうですが、そうしたことににつきましてどういうふうにお考えかをお聞きしたいと

思います。よろしく申し上げます。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

教育長 石田誠君。

○教育長（石田 誠君） 森議員に今回の「かば」の制作についてという題をいただいたときに、私は全く内容について知りませんでした。今のいろいろインターネットで調べた自分なりの認識については、「かば」という映画については、現在、制作が進んでおり、試作品が作成された段階であるという認識をしておりますし、その内容については今ほど説明がありましたように、実話をもとに偏見差別と闘う教師の生きざまを描いたもので、特に監督はそうした生きざまを疲弊する学校や先生を勇気づける場として活用いただきたいと、そういう熱い熱意を持ってみえる。そのことについてはすばらしいことだと思っております。

また、主人公のモデルになった蒲先生こと蒲益男さんが郡上和良分校の出身であるということも、今回、森議員から教えていただいたこととございますが、こうした方々が残念ながら2010年でしたかね、5月、58歳で亡くなられたということです。それに向けて教え子の方がこの熱い先生をもっと知ってほしいという意味で映画化を考えられたということは、郡上出身の方がその生きざまをもって人の生き方、それから荒れる生徒に対して、また社会の偏見差別と闘って頑張っていると。そういうことについては、同じ郡上、また教員として尊敬するし、誇りに思うこととございます。

ただ、まだ私も先ほどの説明と試作品を目にしていない段階でございます。具体的については、一度目を通していただいて、その背景とか、事実とか、表現を見させていただきながら、その学校教育または社会教育において人権教育、もしくは郡上の人、凌霜の心を持った生き方等について検討させていただきたいと思っておりますが、前向きには検討したいと思っております。

ただ、映画の作成そのものについて直接に支援は現時点のところでは考えておりません。今後、市内で試作版の上映などの企画があれば、会場とかPR等については協力をしたいと考えております。

以上でございます。

（7番議員挙手）

○議長（渡辺友三君） 森喜人君。

○7番（森 喜人君） この先生の葬儀に、お通夜に750人ぐらいの教え子たちが来たそうです。そして、葬儀にも300人ぐらいの子どもたちが来たそうですけれども、非常に愛されていたといますか、愛した、大阪西成を愛した人なんだというふうに思っています。

実は、私は郡上人として、実は東京の大学に行っておりましたけれども、理工学部のお友達が2人おりました。私は教育学部の理学科だったんですが、その大阪の2人やったんです。2人とも大阪でした。そして、その2人が会話をしてるんですね。1人は、そういった差別問題について一

生懸命高校時代から勉強して、自慢げに話しておりました。そしたら、その片一方の人が、そういう立場の人だったんですね。物すごいいかになりました。私はそれ見て、何が起きたんだろうということで全くわかりませんでした。それから、私は非常に反省もし、また心を痛めたんですけども、そうした問題がありましたので、このことにつきましてはちょっと敏感に反応して質問させていただいたところであります。

ぜひこのことを郡上人、余り関心がないというか、触れる機会がありませんからわからなくて当然なのかもしれませんが、そうしたことにしっかりと取り組んでいただきたいと思ひますし、学校の先生方もしっかりと理解した上で教えていただきたいと思ひます。

これからまさに観光立市を目指すということであれば、いろんな方々が見えるわけですよ。そうした方々がどういった人かということはもちろん、そこまでわかりませんが、そうした方々に対しても、どんな方々に対しても、国際的なまさにそういった肌の色が違うだけで差別するような、そんな社会ではなくて、どんな方も迎えられるような、そういった心を持たなければならぬということをお思ひますし。

また、いじめの世界も同じだと思うんですね。このいじめの世界も同じ共通した内容があると思ひますので、学校教育にしっかりと生かしていただければというふうにお思ひしているところでございます。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（渡辺友三君） ここで、日置市長より発言を求められておりますので、発言を許可いたします。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 済みません。先ほど森議員の白山ユネスコエコパークの御質問にお答えをするときに、私、エコパークのいわゆるゾーニングのお話をしたつもりで、これはゾーニングは3つ核心地域、それから緩衝地域、それから移行地域という形で、移行地域というのは自然から人間生活、経済活動へ移行するという意味ですが、それを「移転地域」というふうに言い間違えましたので、訂正をさせていただきます。「移転地域」でなくて、「移行地域」ということでございます。

○議長（渡辺友三君） 以上で、森喜人君の質問を終了いたします。

---

### ◎散会の宣告

○議長（渡辺友三君） これで本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

（午後 3時44分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 渡 辺 友 三

郡上市議会議員 山 田 忠 平

郡上市議会議員 古 川 文 雄